

第 3 期
鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画
【骨子案】

令和●年●月

鈴鹿市

は じ め に

(市長あいさつ)

令和7年3月

鈴鹿市長 末松 則子

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
(1) 法令の根拠	2
(2) 計画の性格	2
(3) 関連諸計画との関係	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	3
第2章 子どもと親を取り巻く状況と課題	7
1. 統計からみた鈴鹿市の現状と推移	7
(1) 総人口の推移	7
(2) 子どもの人口（年少人口）の推移	8
(3) 外国籍市民の推移	9
(4) 外国籍の子どもの人口（年少人口）の推移	9
(5) 出生率の推移	10
(6) 世帯の推移	11
(7) 人口動態	12
(8) 女性の労働力率の推移	13
2. 教育・保育の状況	15
(1) 教育・保育事業の状況	15
(2) 小学校の状況	17
3. アンケート調査結果	18
(1) アンケート調査の概要	18
(2) アンケート調査結果の概要	19
4. データからみる本市の課題	34
第3章 計画の基本理念等	39
1. 基本理念	39
2. 基本目標	40
3. 施策体系	41
第4章 子ども・子育て支援事業の展開	45
1. 教育・保育提供区域の設定	45
2. 「量の見込み」算出の内容	46
(1) 教育・保育に関する施設	46
(2) 地域子ども・子育て支援事業	47
(3) 量の見込み算出フロー	48

3. 認定区分と家庭類型	49
(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分.....	49
(2) 子育てのための施設等利用給付.....	50
(3) 家庭類型.....	52
4. 子どもの推計人口	53
5. 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保	54
(1) 教育ニーズ：1号認定、2号認定.....	54
(2) 保育ニーズ：2号認定.....	54
(3) 保育ニーズ：3号認定.....	54
6. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	55
(1) 利用者支援事業.....	55
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	55
(3) 妊婦健康診査事業.....	55
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	55
(5) 養育訪問支援事業.....	55
(6) 子育て世帯訪問支援事業.....	56
(7) 児童育成支援拠点事業.....	56
(8) 親子関係形成支援事業.....	56
(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	56
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	56
(11) 一時預かり事業.....	57
(12) 時間外保育事業（延長保育事業）	57
(13) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）	57
(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	57
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	57
7. その他関連事業について	58
(1) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業.....	58
(2) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	58
(3) 産後ケア事業の提供体制の整備.....	58
第5章 放課後児童対策パッケージに基づく鈴鹿市行動計画	61
第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画	65
第7章 計画の推進に向けて	69
1. 計画の推進体制	69
2. 計画の評価と進行管理	69
資料編	73
1. 策定経過	73
2. 鈴鹿市子ども・子育て会議委員名簿	74

A decorative graphic on the left side of the page. It features a grid of thin blue lines that is not perfectly rectangular, with some lines extending further than others. Scattered across this grid are numerous circles of varying sizes and shades of blue, ranging from light blue to dark navy blue. Some circles are solid, while others appear as outlines or have a gradient.

第1章 計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、2012（平成24）年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、2018（平成30）年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2019（令和元）年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を整備しています。その他、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時の指針では、障がい児や外国にルーツをもつ子ども等、特別な支援が必要な子どもへの配慮や、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むことが求められています。

さらに、2023（令和5）年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、2026（令和8）年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

このような背景の中で、本市ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」という）」を2022（令和2）年3月に策定し、「鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～」の基本理念の下で、様々な子育て支援策に取り組んできました。

前計画が2024（令和6）年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定し、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、鈴鹿で育ち鈴鹿の未来を担う子どもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境の整備を目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

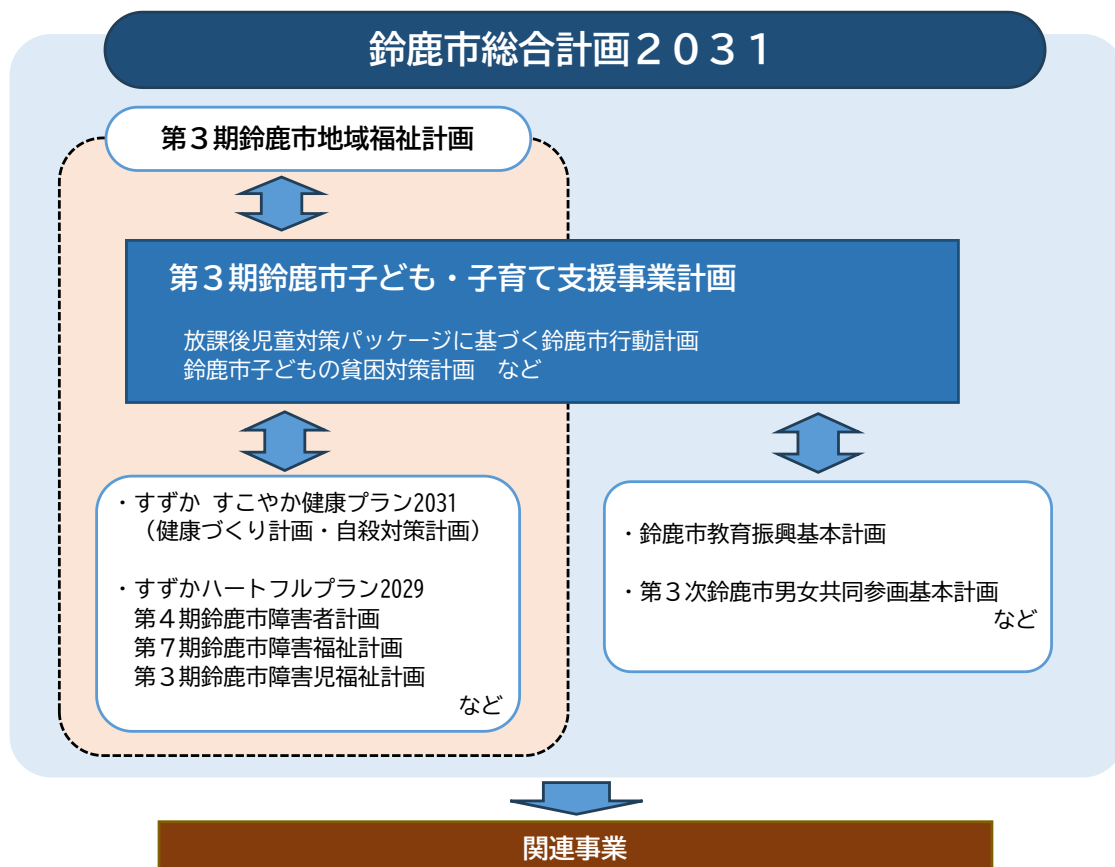
また、本計画は、放課後児童対策パッケージに基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を含めます。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画 2031」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置付け、策定するものです。

また、本市の福祉分野の上位計画である「第 3 期鈴鹿市地域福祉計画」をはじめ、「すずか すこやか健康プラン 2031」、「すずかハートフルプラン 2029」、「鈴鹿市教育振興基本計画」、「第 3 次鈴鹿市男女共同参画基本計画」等の関連計画との整合性を図るものとします。

【図表 1 — 1 計画関係図】



3. 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までとします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表1—2 計画期間】

計画/年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
子ども・子育て支援事業計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画				
			中間 見直し							

4. 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者、子どもの保護者などで構成された「鈴鹿市子ども・子育て会議」において、意見聴取を行いました。

(2) 計画策定の方法

① 前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を行いました。

調査の概要は第2章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。



第2章 子どもと親を取り巻く状況と課題

第2章 子どもと親を取り巻く状況と課題

1. 統計からみた鈴鹿市の現状と推移

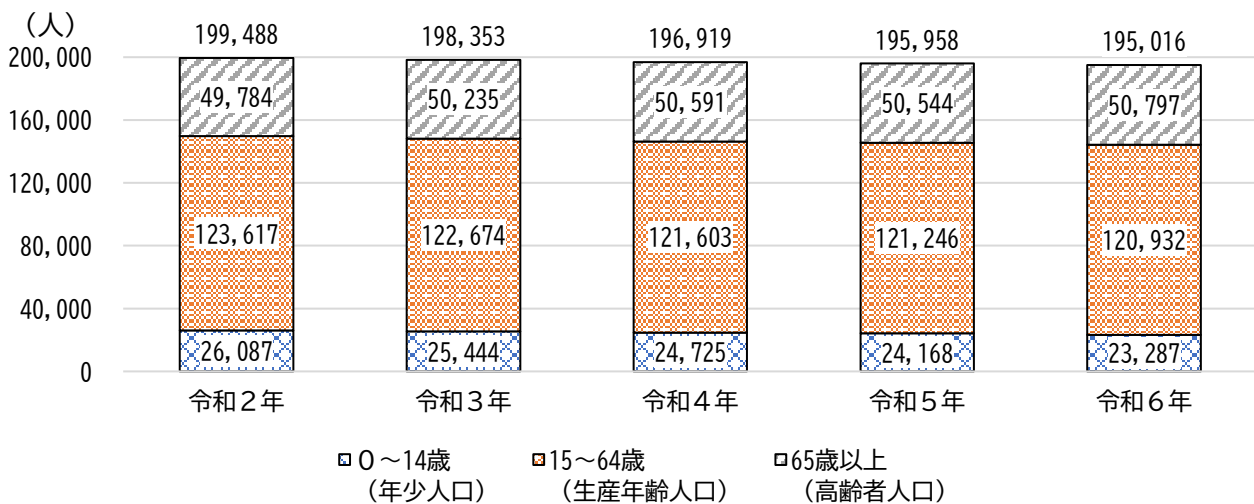
(1) 総人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、2024（令和6）年では195,016人となっています（図表2-1）。

年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いており、高齢者人口は増加を続けています。

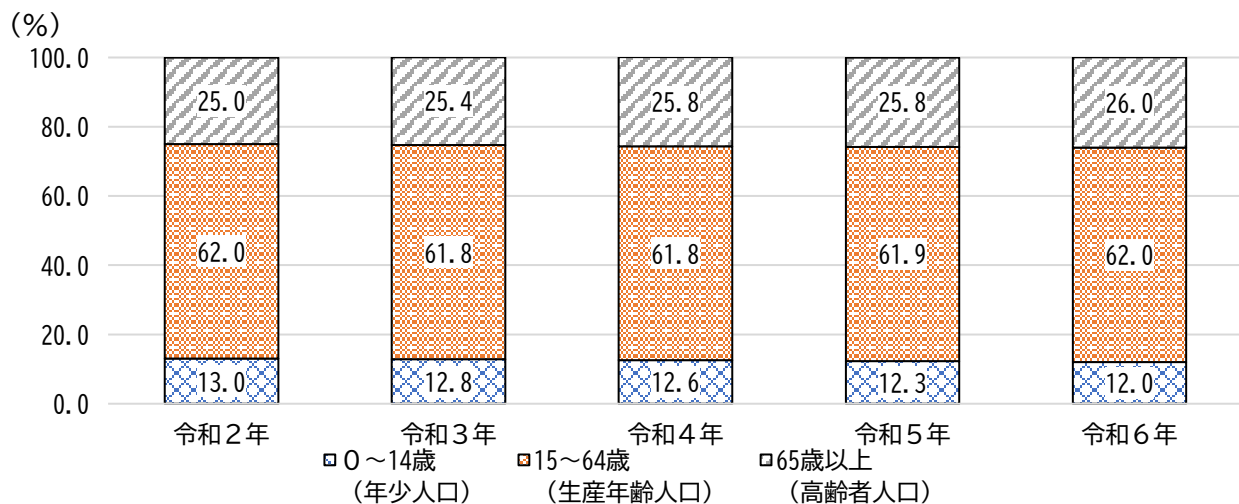
また、年齢3区分別人口割合を見ると、2024（令和6）年の年少人口割合は11.9%となっています（図表2-2）。

【図表2-1 年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

【図表2-2 年齢3区分別人口割合の推移】



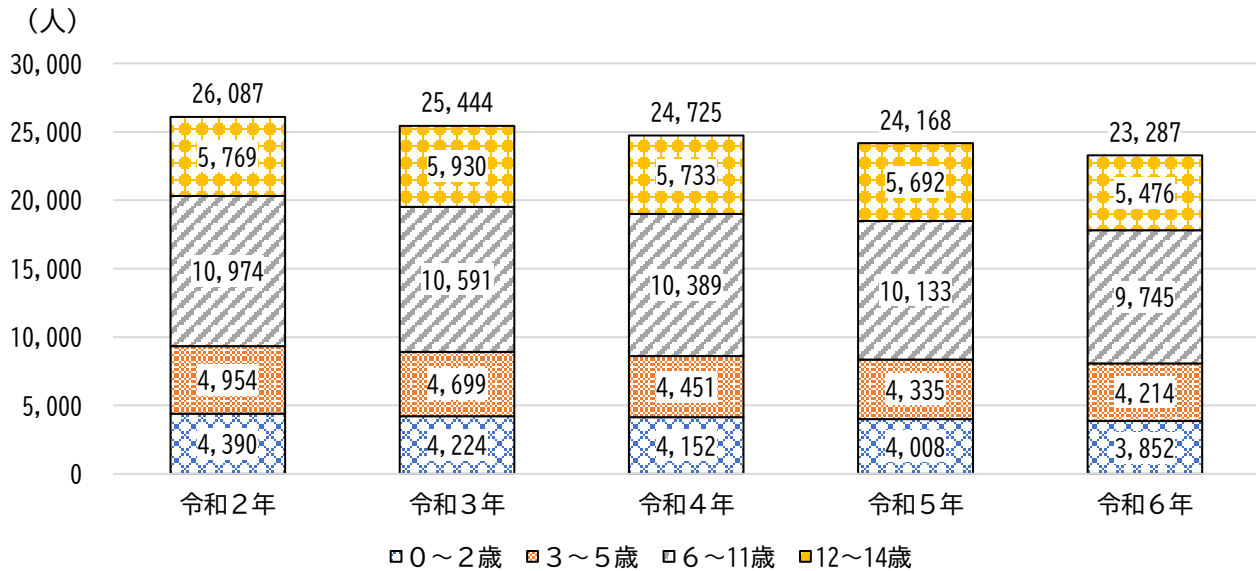
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 子どもの人口（年少人口）の推移

本市の子どもの人口（年少人口：0～14歳）の推移をみると、減少傾向にあり、2024（令和6）年では23,287人となっています（図表2－3）。

内訳をみると、2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて、0～2歳は538人、3～5歳は740人、6～11歳は1,229人、12～14歳は293人、それぞれ減少しています。

【図表2－3 子どもの人口（年少人口）の推移】



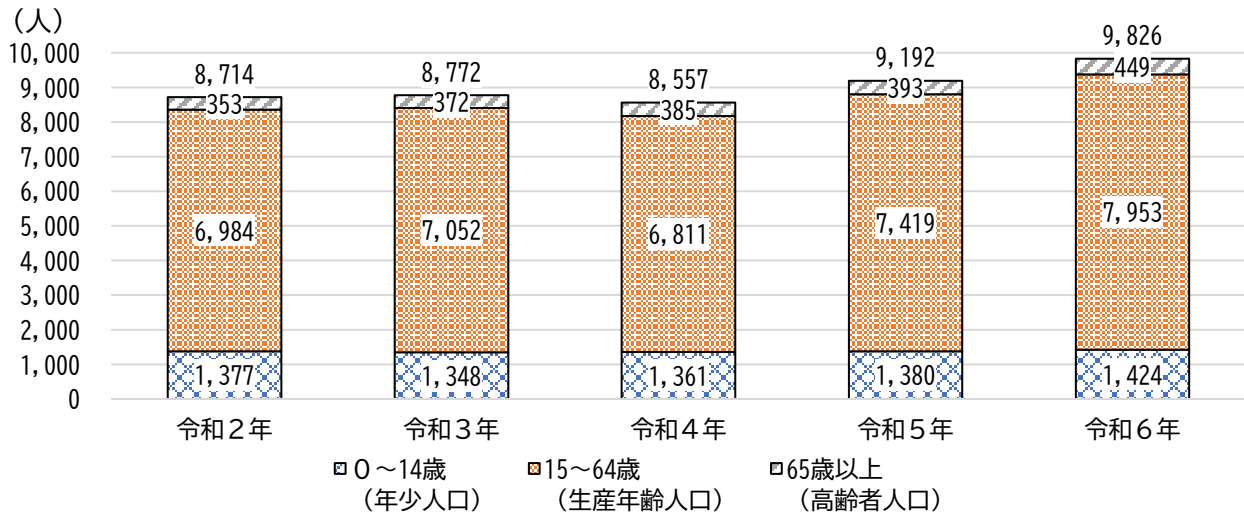
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(3) 外国籍市民の推移

本市の外国籍市民の推移をみると、増加傾向にあり、2024（令和6）年では9,826人となっています（図表2-4）。

年齢3区分別にみると、特に2022（令和4）年から2024（令和6）年にかけて子育て世代が含まれる生産年齢人口が1,142人増加しており、また年少人口も63人増加していることから、今後も外国籍の子どもの増加が予想されます。

【図表2-4 年齢3区分別外国籍市民の推移】



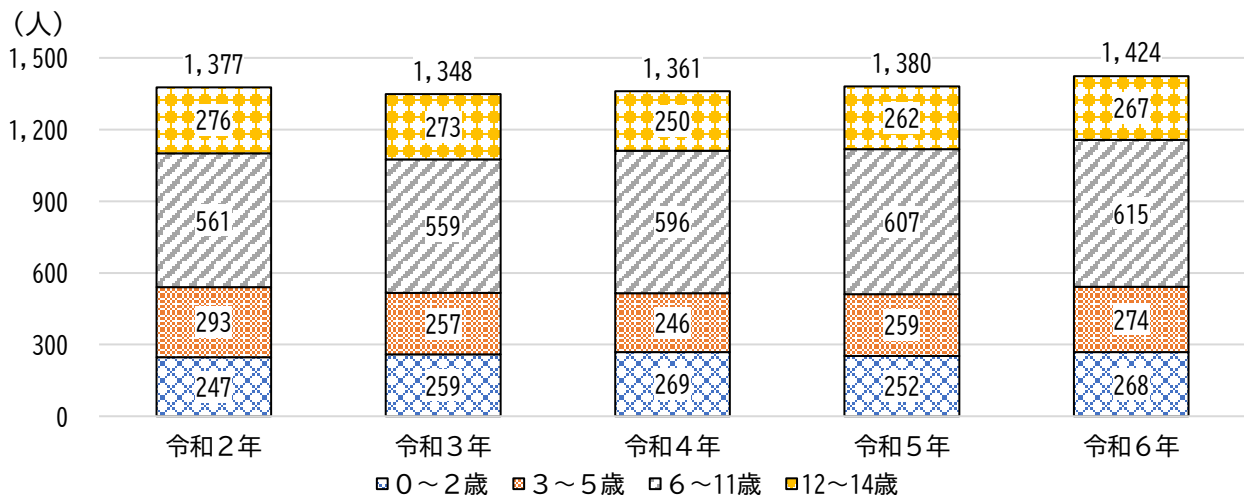
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(4) 外国籍の子どもの人口（年少人口）の推移

本市の外国籍の子どもの人口（年少人口：0～14歳）の推移をみると、全体では2021（令和3）年以降増加傾向にあり、2024（令和6）年では1,424人となっています（図表2-5）。

内訳をみると、2021（令和3）年以降は特に6～11歳人口が増加を続けています。

【図表2-5 年齢3区分別外国人人口の推移】



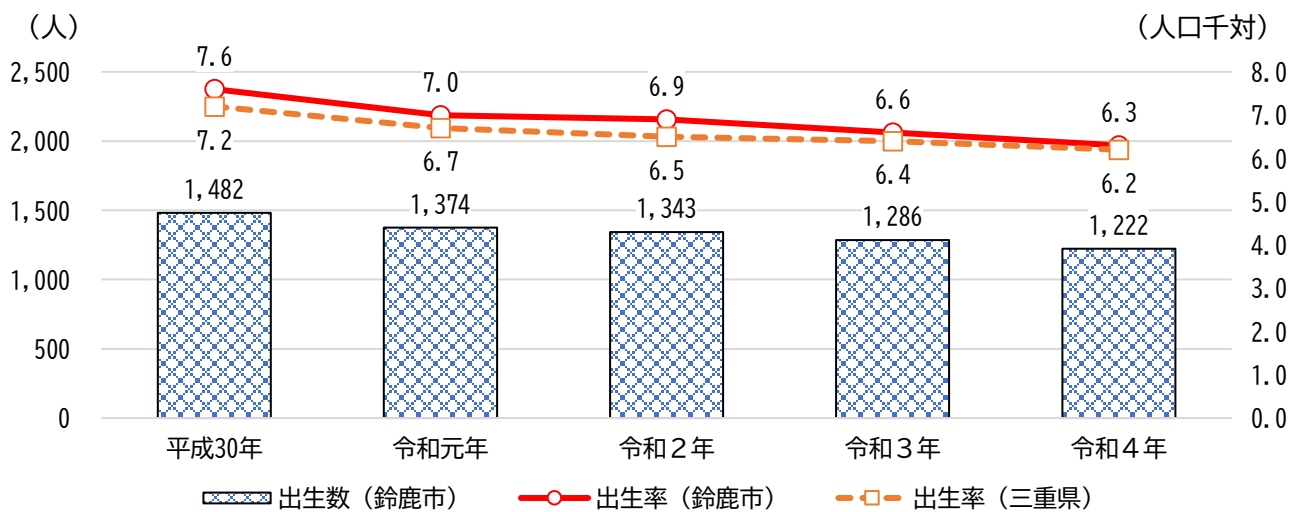
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(5) 出生率の推移

本市の出生数の推移をみると、2018（平成 30）年以降減少傾向にあり、2022（令和 4）年では 1,222 人となっています。また、出生率の推移をみると、全体では減少傾向にあり、2022（令和 4）年では 6.3 となっていますが、三重県よりわずかに高くなっています。（図表 2－6）。

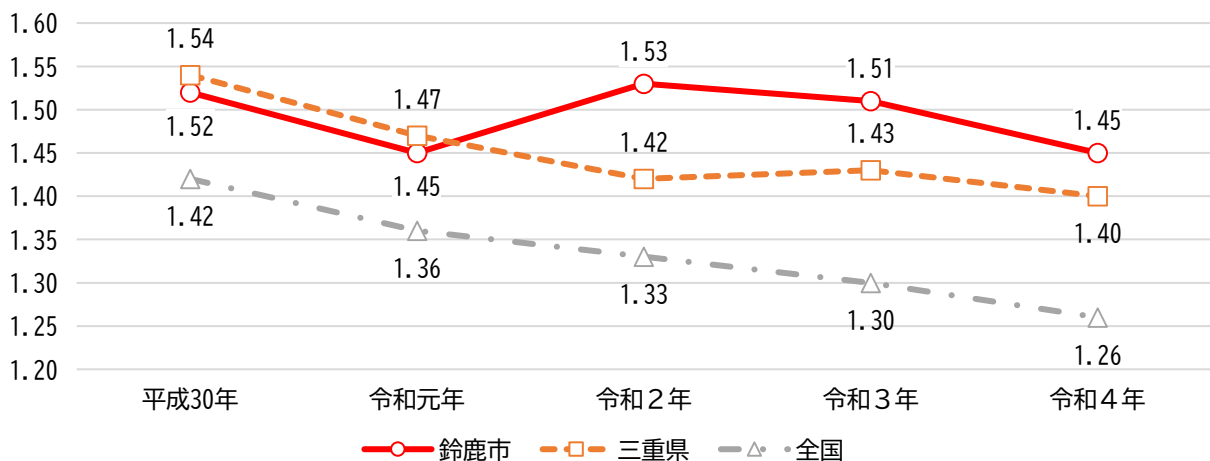
合計特殊出生率¹の推移をみると、2019（令和元）年に 1.45 まで減少したのち、2020（令和 2）年には 1.53 まで増加しましたが、それ以降は減少傾向にあり、2022（令和 4）年では 1.45 となっています。また、2020（令和 2）年以降は国、県よりも高くなっています（図表 2－7）。

【図表 2－6 出生数・出生率の推移】



資料：三重県の人口動態（各年 10 月 1 日）

【図表 2－7 合計特殊出生率の推移】



資料：全国・・・人口動態調査

三重県、鈴鹿市・・・三重県の人口動態（各年 10 月 1 日）

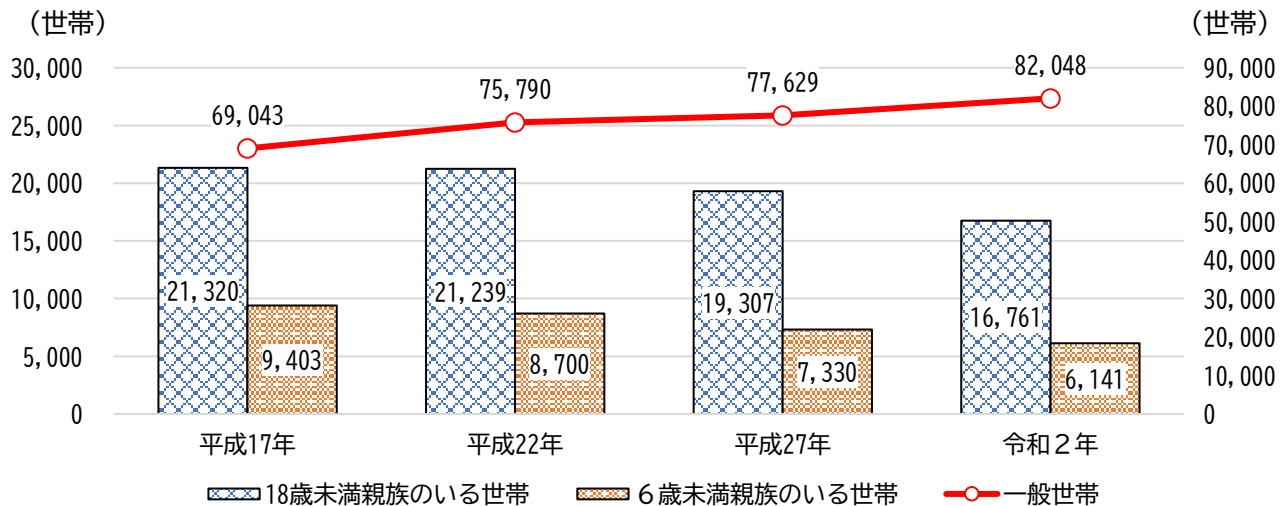
¹ 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生数を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(6) 世帯の推移

本市の一般世帯数²は増加傾向にあり、2020（令和2）年では 82,048 世帯となっています。一方、「18 歳未満親族のいる世帯」、「6 歳未満親族のいる世帯」はともに減少しており、一般世帯全体における「子どものいる世帯」の割合は減少しています（図表2－8）。

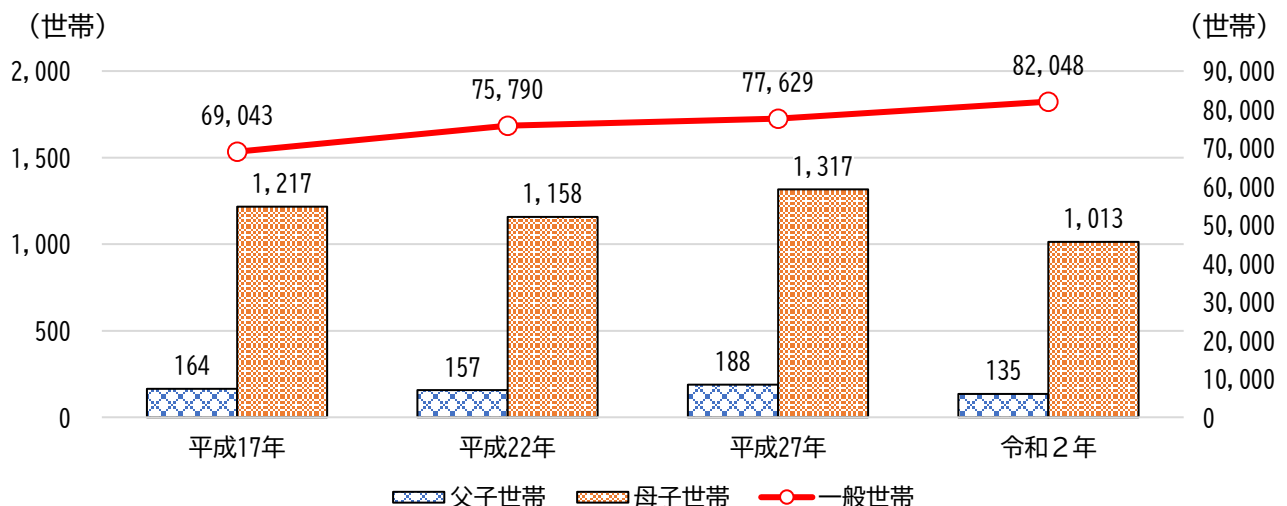
本市のひとり親世帯の推移をみると、2020（令和2）年では「父子世帯」が 135 世帯、「母子世帯」が 1,013 世帯となっており、いずれも平成 17 年以降で最も少なくなっています（図表2－9）。

【図表2－8 子どもがいる世帯の状況】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

【図表2－9 ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

2 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者等。

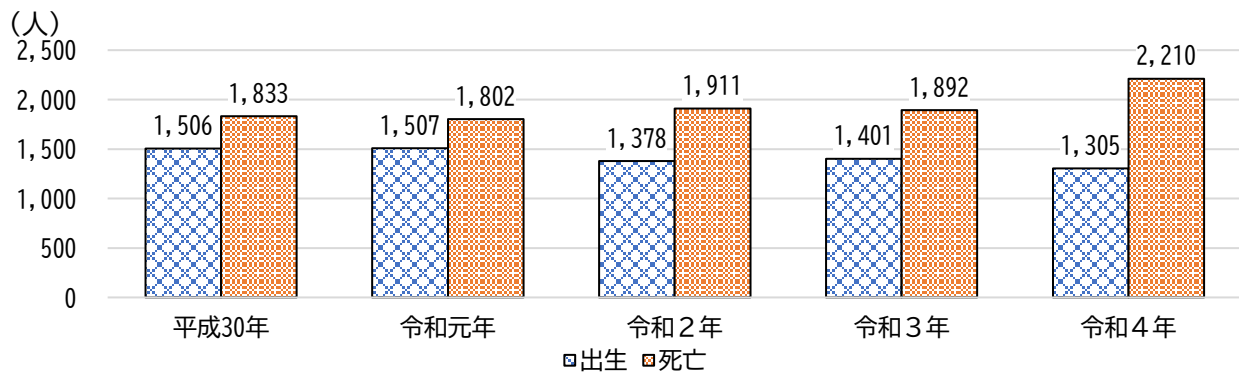
(7) 人口動態

本市の自然動態を見ると、2018（平成 30）年以降は出生よりも死亡が超過しています（図表 2－10）。

本市の社会動態を見ると、2019（令和元）年以降は転入よりも転出が超過しています（図表 2－11）。

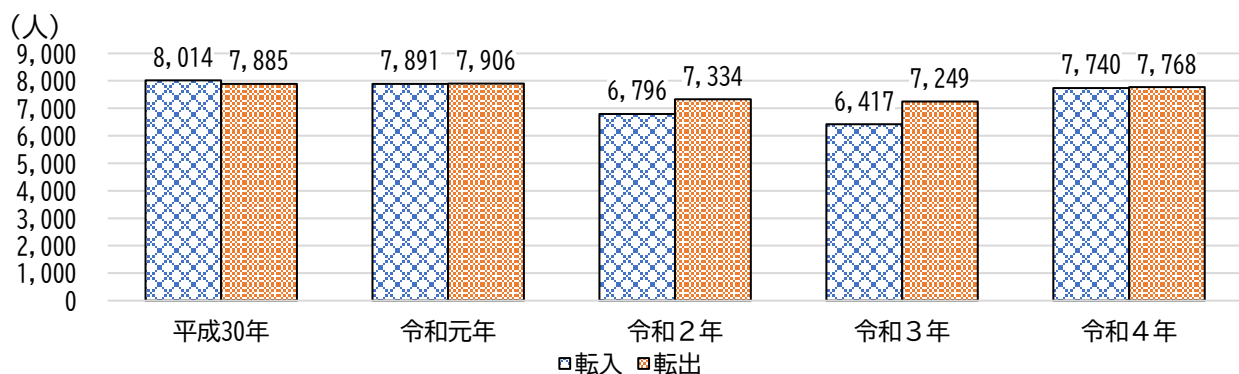
本市の人口動態を見ると、2018（平成 30）年以降は人口減少が続いています（図表 2－12）。

【図表 2－10 自然動態】



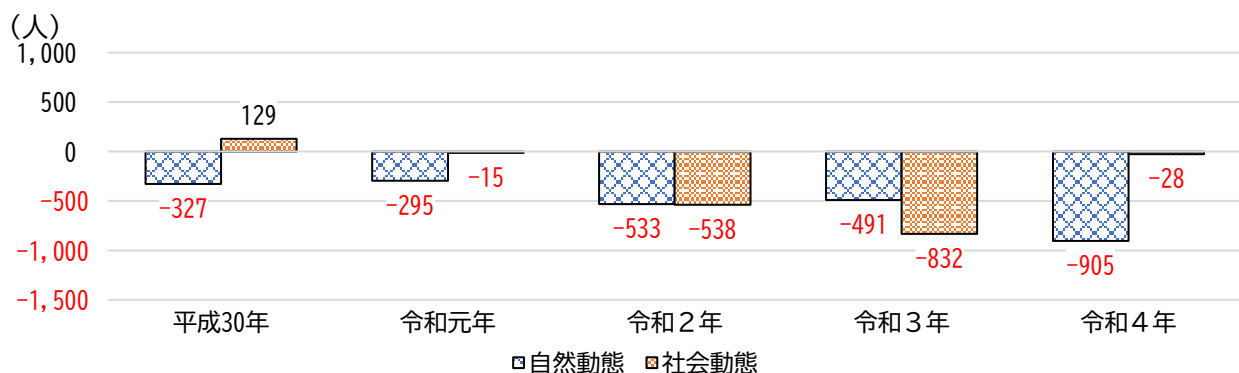
資料：鈴鹿市統計要覧

【図表 2－11 社会動態】



資料：鈴鹿市統計要覧

【図表 2－12 人口動態】

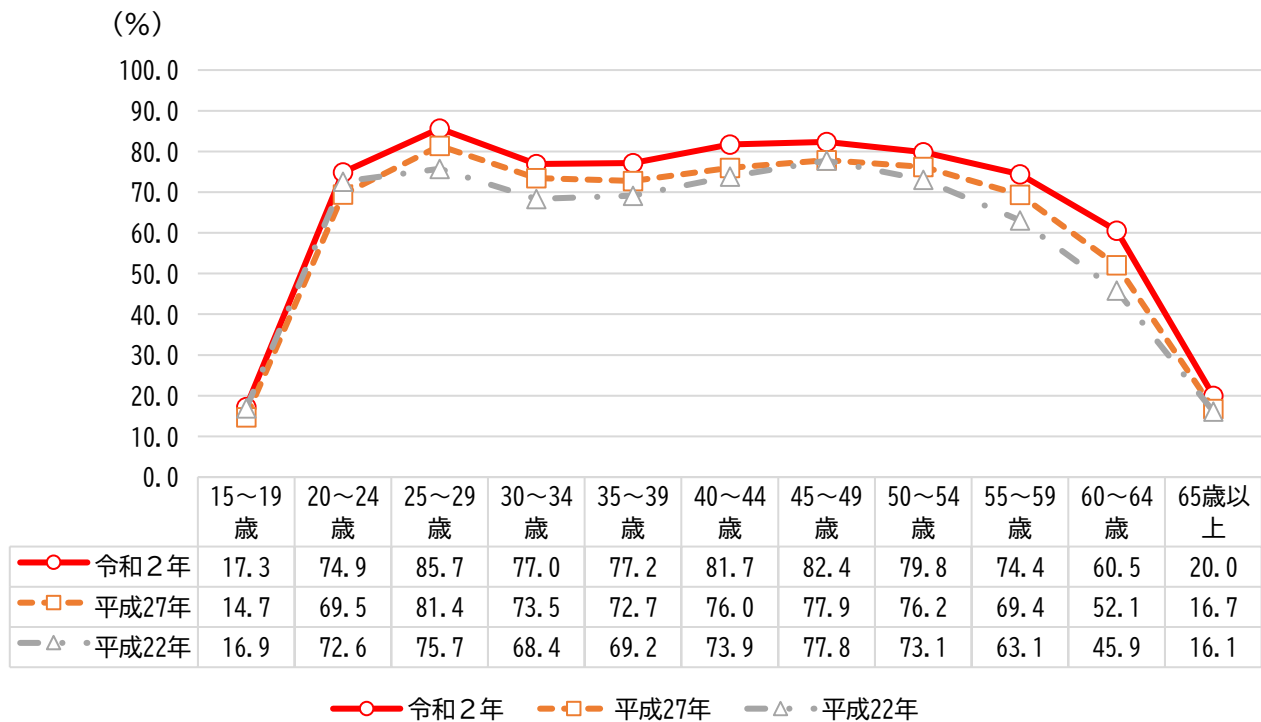


資料：鈴鹿市統計要覧

(8) 女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率³をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、2010（平成22）年から2020（令和2）年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に55～59歳、60～64歳の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2－13）。

【図表2－13 女性の就業率の推移】

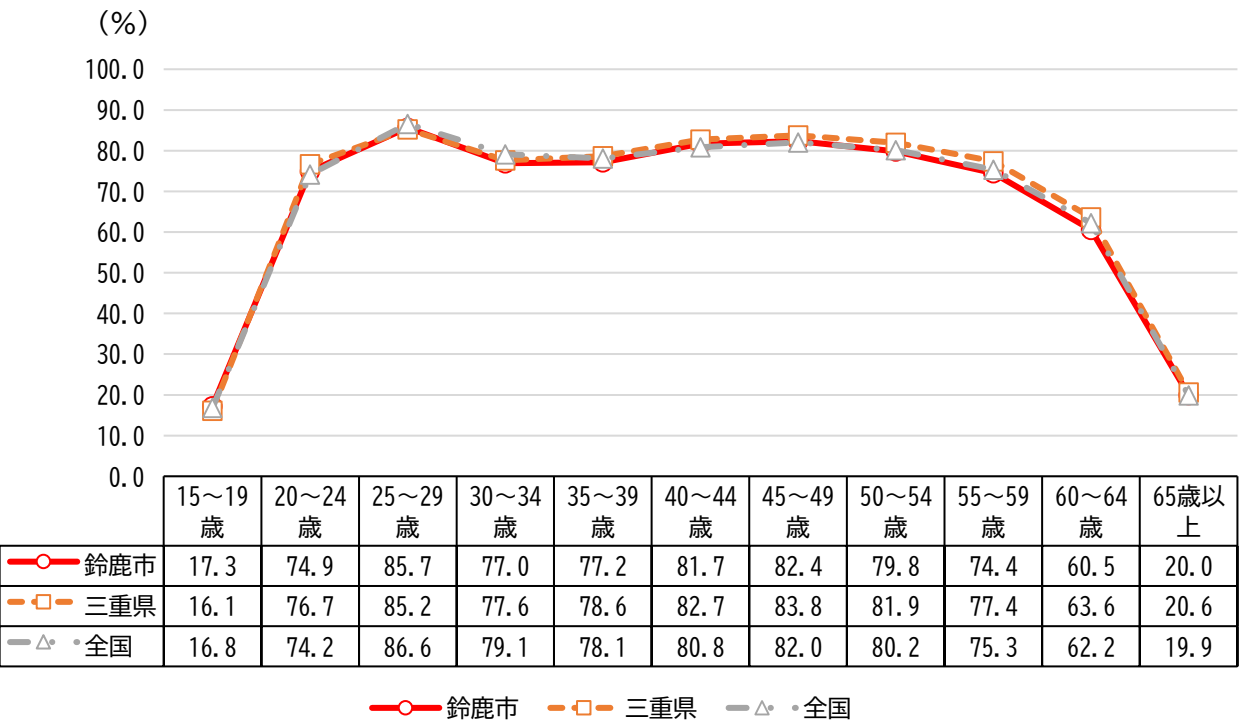


資料：国勢調査（各年10月1日）

3 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合。

本市の 2020（令和 2）年の女性の年齢別労働力率を全国、三重県と比較すると、大きな差はみられません（図表 2－14）。

【図表 2－14 女性の就業率の比較（全国・三重県との比較）】



資料：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日）

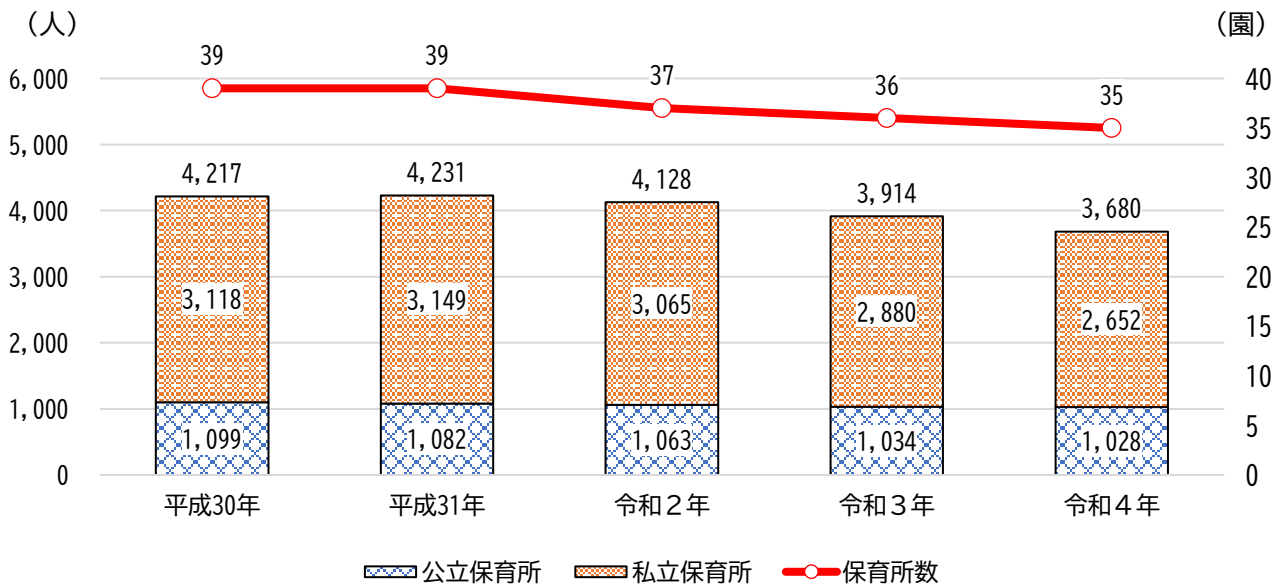
2. 教育・保育の状況

(1) 教育・保育事業の状況

① 保育所

本市の保育所在園児童の状況について、2018（平成30）年以降、保育所数の減少に伴い保育所在園児童数も減少傾向にあり、2022（令和4）年では3,680人となっています。内訳をみると、公立保育所在園児はゆるやかに減少を続けています（図表2-15）。

【図表2-15 保育所在園児童数の推移】

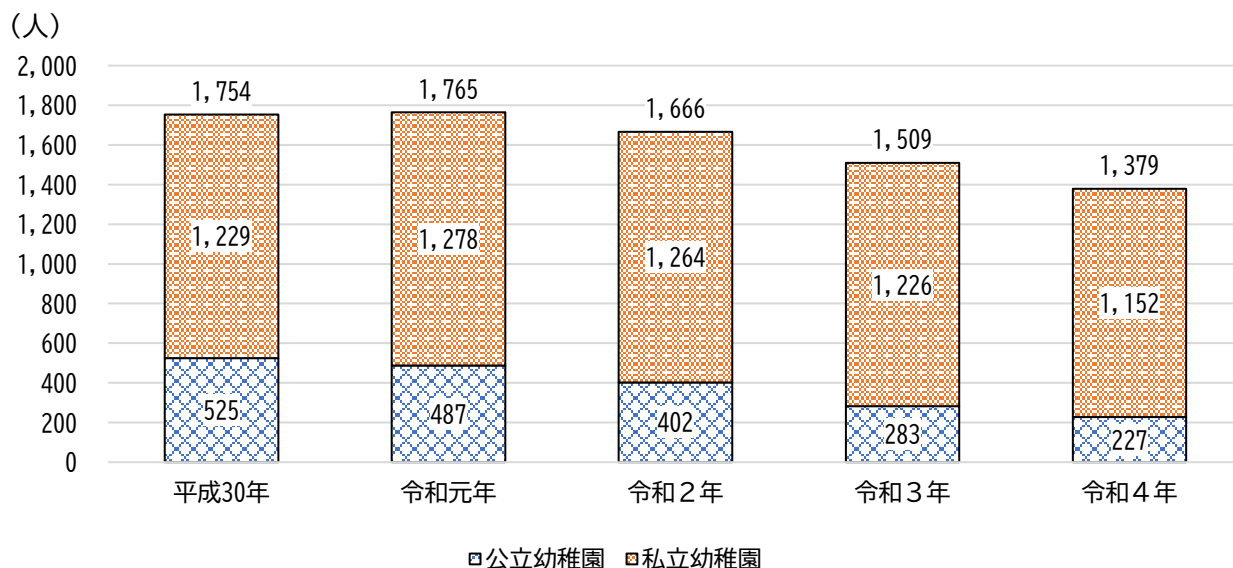


資料：鈴鹿市統計要覧（各年4月1日）

② 幼稚園

本市の幼稚園在園児童の状況について、2019（令和元）年以降減少傾向にあり、2022（令和4）年では1,379人となっています。特に公立幼稚園は、幼児教育・保育の無償化の実施等により保護者ニーズが変化したことで、園児数が大幅に減少しています（図表2-16）。

【図表2-16 幼稚園在園児童数の推移】

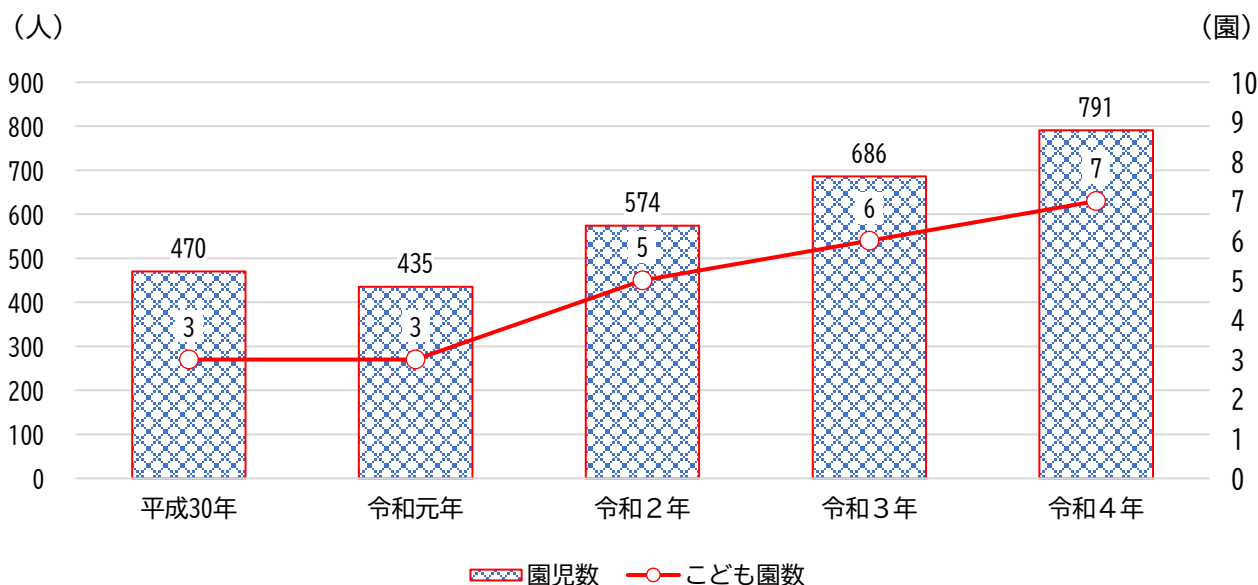


資料：鈴鹿市統計要覧（各年5月1日）

③ 幼保連携型認定こども園

本市の幼保連携型認定こども園在園児童の状況について、2019（令和元）年以降こども園数が増加していることに伴い、園児数も増加を続けており、2022（令和4）年ではこども園は7園、園児数は791人となっています（図表2-17）。

【図表2-17 幼保連携型認定こども園在園児童数、こども園数の推移】

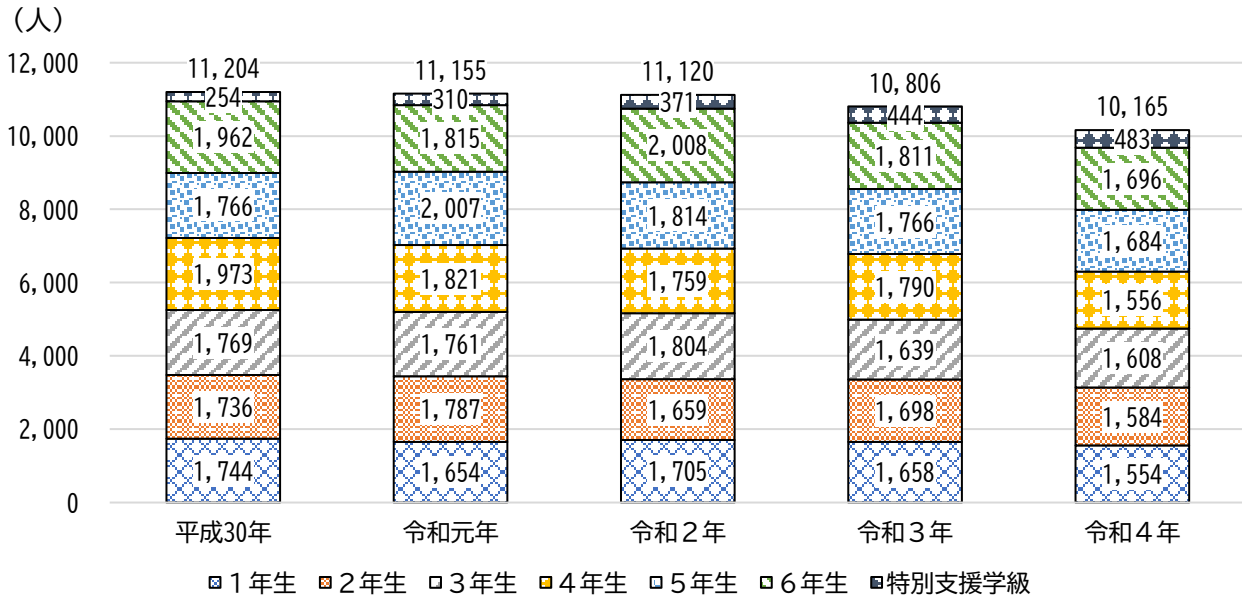


資料：鈴鹿市統計要覧（各年5月1日）

(2) 小学校の状況

本市の小学校児童の状況について、2018（平成30）年以降減少傾向にあり、2022（令和4）年では10,165人となっています。内訳をみると、2018（平成30）年以降、特別支援学級に在籍する児童数が増加しています（図表2-18）。

【図表2-18 小学校児童数の推移】



資料：鈴鹿市統計要覧（各年5月1日）

3. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、就学前の児童や小学生の子どもをもつ保護者に対して子育てに関わる実態・意識を伺い、教育・保育事業の需要量の見込みを設定し、鈴鹿市の子育て支援の充実を図るうえでの基礎資料とするためにアンケート調査を行いました（図表2－19）。

【図表2－19 アンケート調査の概要・回収結果】

① 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査【就学前児童保護者用】	
調査対象者	鈴鹿市に居住する就学前児童の保護者から無作為抽出
調査票配布数	2,400人
調査期間	令和5年12月27日～令和6年1月29日
調査方法	郵送配布後、郵送回収又はWeb回答
回収数	1,020人
回収率	42.5%
② 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査【小学生保護者用】	
調査対象者	鈴鹿市に居住する小学生の保護者から無作為抽出
調査票配布数	1,600人
調査期間	令和5年12月27日～令和6年1月29日
調査方法	郵送配布後、郵送回収又はWeb回答
回収数	760人
回収率	47.5%

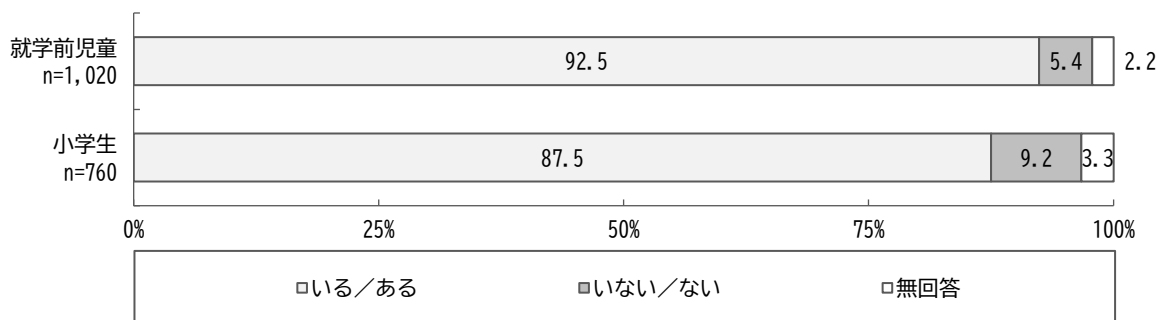
(2) アンケート調査結果の概要

①子育てに関する相談者の状況

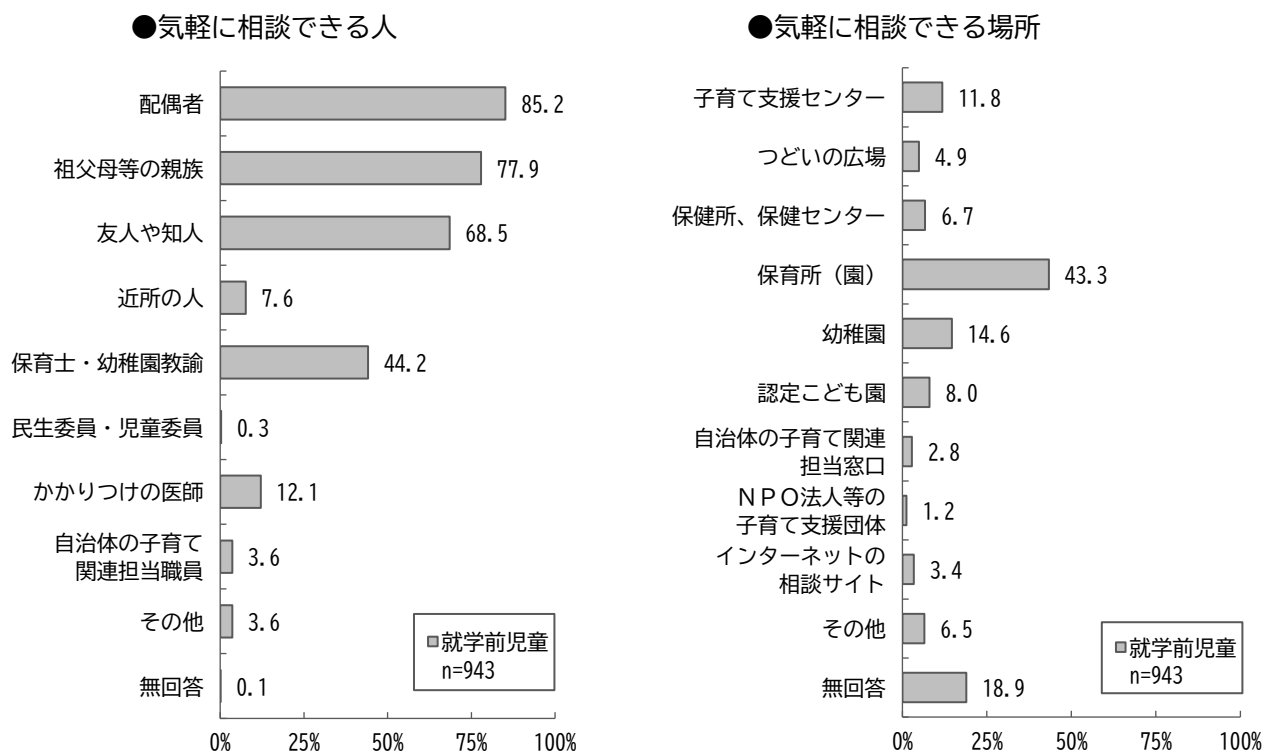
子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無について、が就学前児童では 92.5%、小学生では 87.5%となっています（図表2－20）。

就学前児童の気軽に相談できる人（場所）をみると、気軽に相談できる人については、「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」といった身近な人物が高くなっています。気軽に相談できる場所については、「保育所（園）」が最も高くなっています（図表2－21）。

【図表2－20 子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無】



【図表2－21 気軽に相談できる人（場所）（就学前児童）】

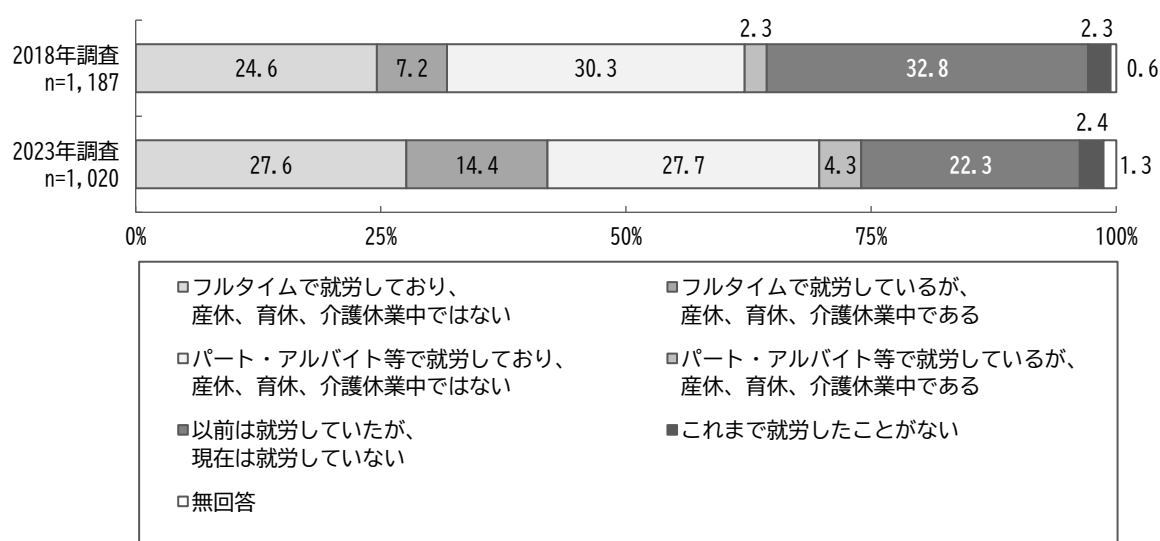


②母親の就労状況

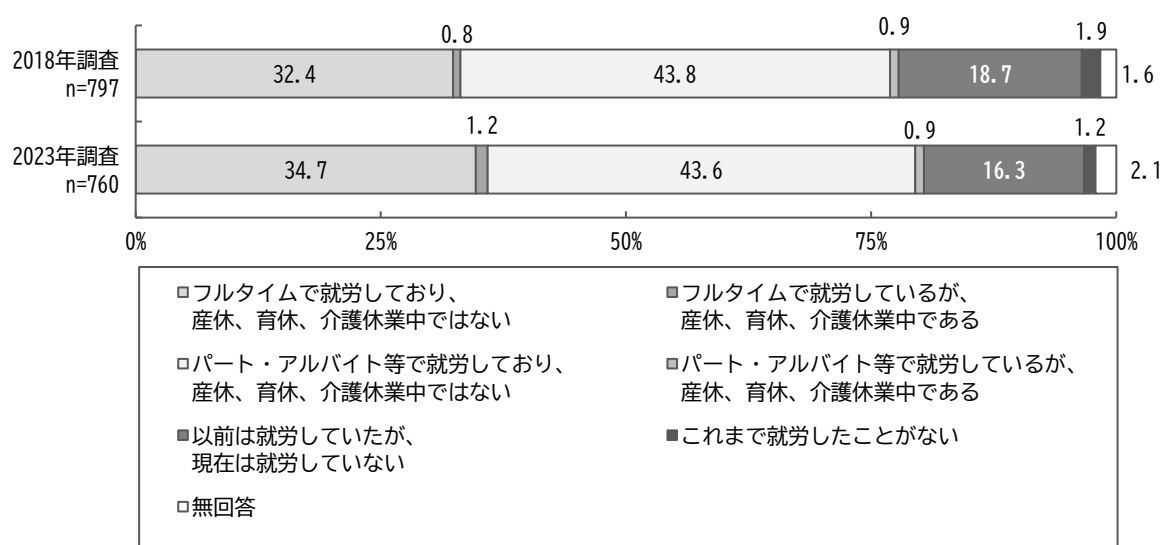
母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」（産休・育休・介護休業中含む）を合わせた“現在就労している方”は、就学前児童では74.0%となっており、2018年調査（以下、「前回調査」という）と比べて9.6ポイント増加しています（図表2-22）。

また、小学生における“現在就労している方”は80.4%となっており、前回調査と比べて2.5ポイント増加しています（図表2-23）。

【図表2-22 母親の就労状況（就学前児童、経年比較）】



【図表2-23 母親の就労状況（小学生、経年比較）】

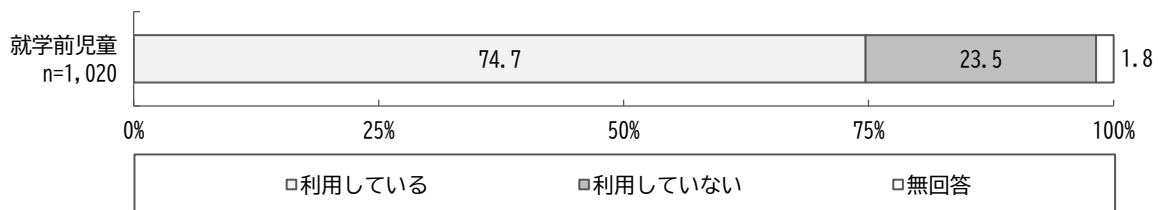


③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

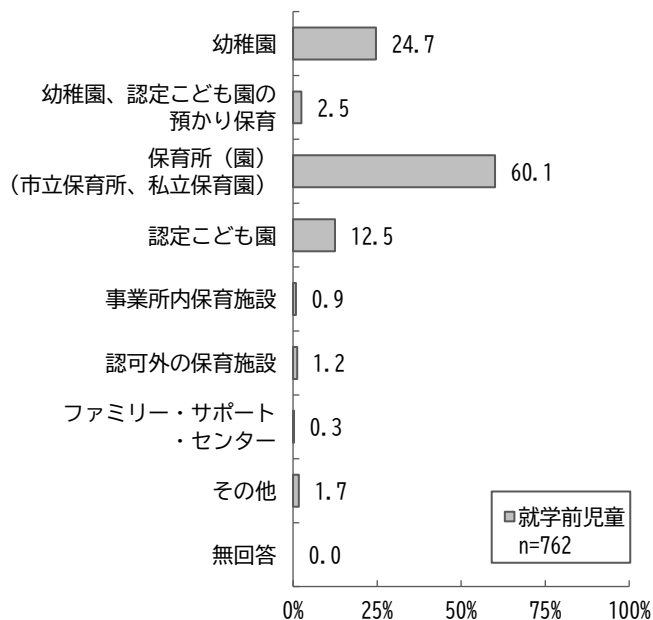
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が74.7%となっています（図表2-24）。

利用している教育・保育事業について、「保育所（園）」が最も高くなっています（図表2-25）。

【図表2-24 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】



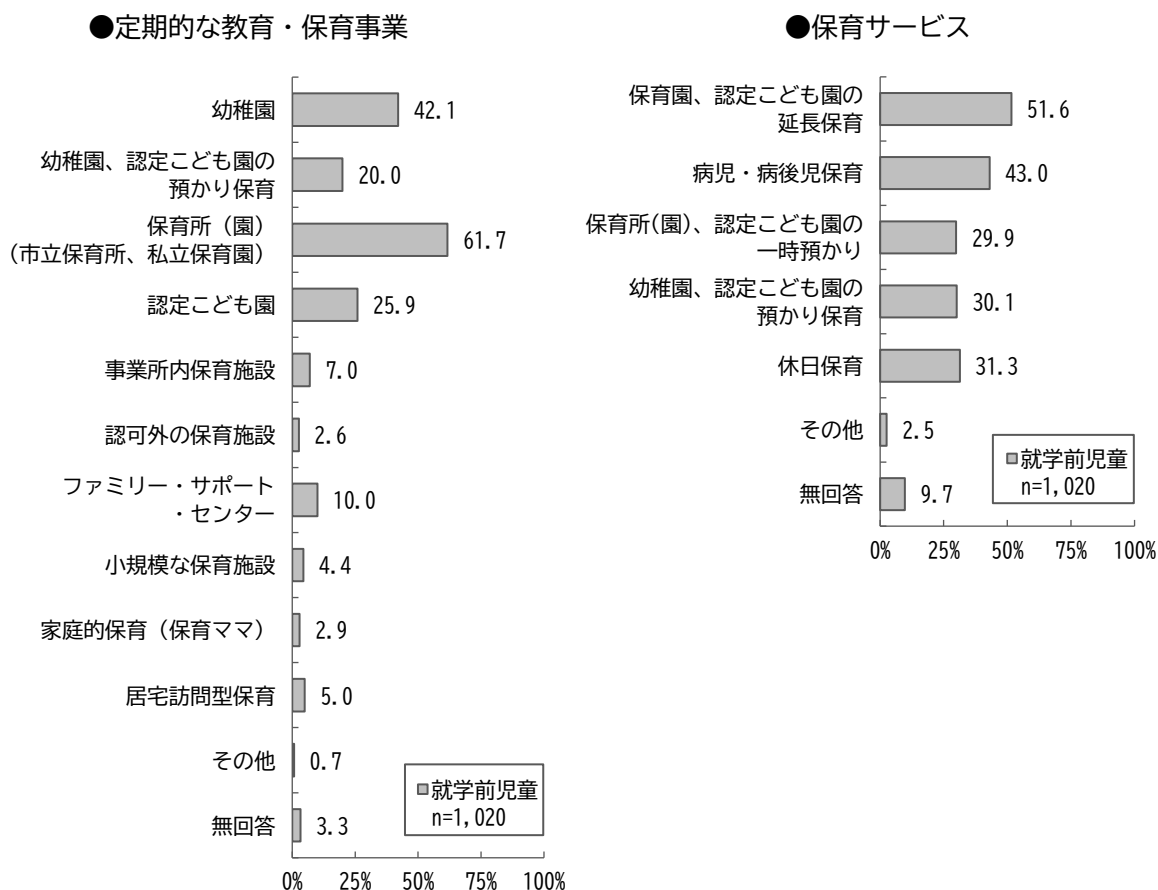
【図表2-25 利用している教育・保育事業】



④利用したい定期的な教育・保育事業、保育サービス（就学前児童）

就学前児童の利用したい定期的な教育・保育事業について、「保育所（園）」が最も高く、次いで「幼稚園」、「認定こども園」となっています。また、利用したい保育サービスについて、「保育園、認定こども園の延長保育」が最も高く、次いで「病児・病後児保育」、「休日保育」となっています（図表2-26）。

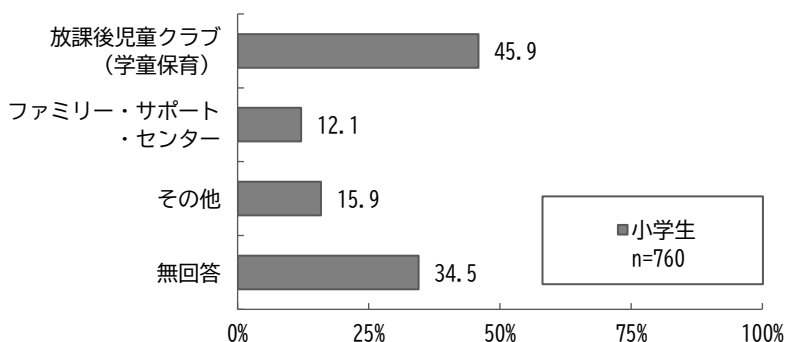
【図表2-26 利用したい平日の定期的な教育・保育事業、保育サービス（就学前児童）】



⑤利用したい定期的な教育・保育事業、保育サービス（小学生）

小学生の利用したい定期的な教育・保育事業について、「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も多なっています（図表2-27）。

【図表2-27 利用したい平日の定期的な教育・保育事業（小学生）】

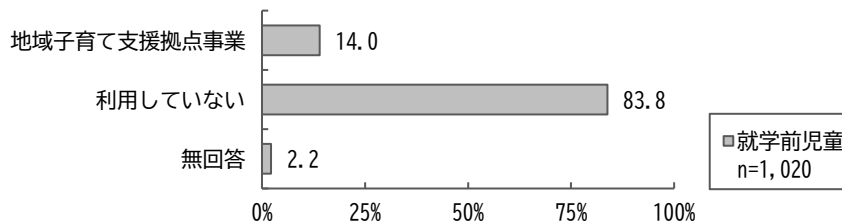


⑥地域子育て支援事業について（就学前児童）

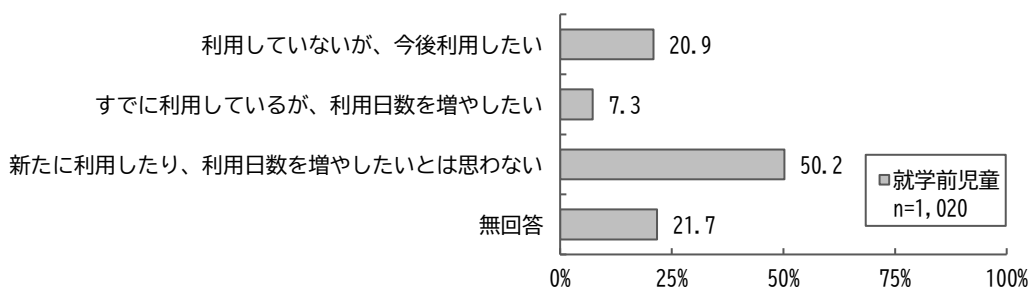
就学前児童の「地域子育て支援拠点事業」の利用割合は 14.0%となっています（図表 2－28）。

「地域子育て支援拠点事業」の今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約半数となっています（図表 2－29）。

【図表 2－28 地域子育て支援拠点事業の利用状況】



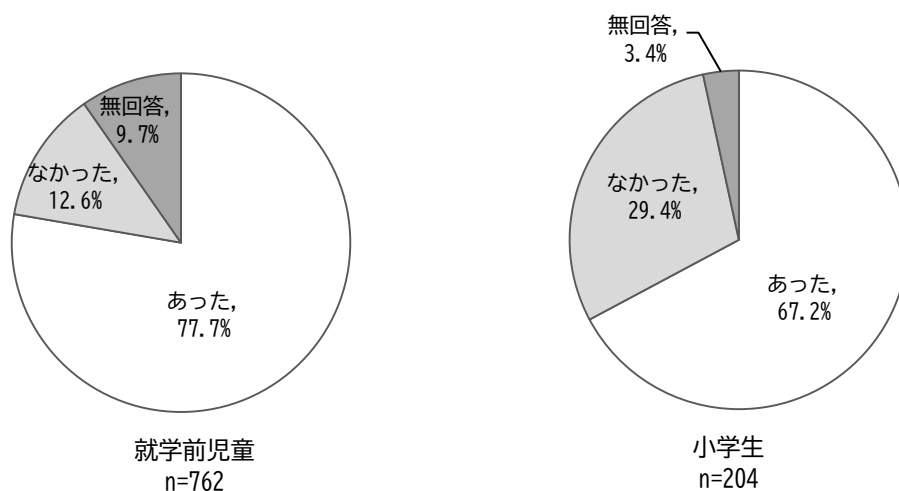
【図表 2－29 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】



⑦病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／小学校を休んだこと

病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと・小学校を休んだことが、「あった」と回答した方をみると、就学前児童では 77.7%、小学生では 67.2%となっています（図表 2－30）。

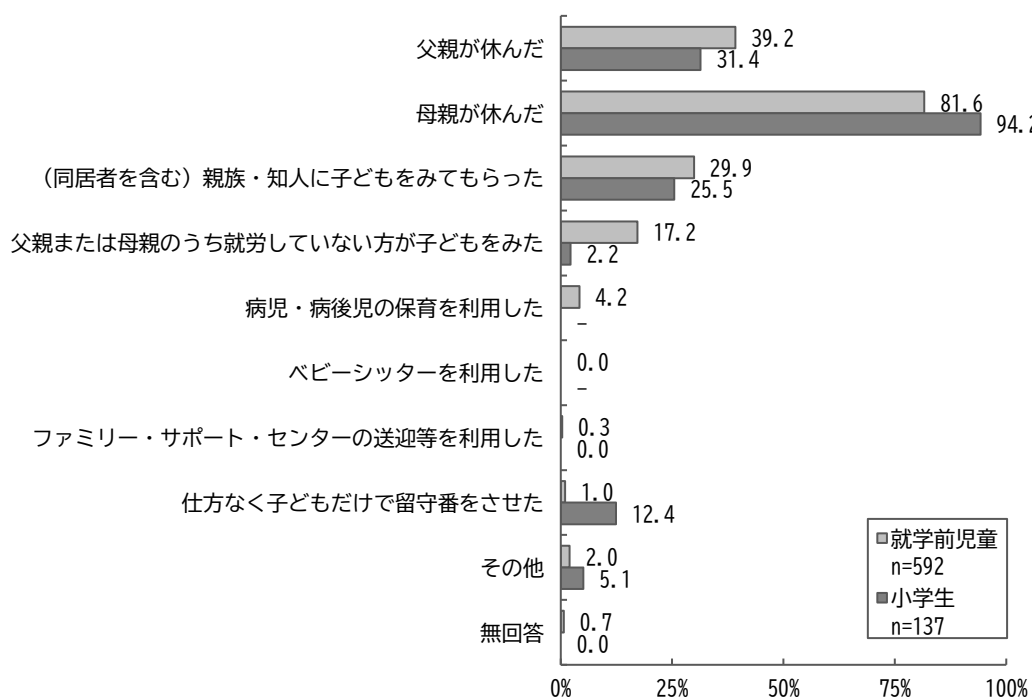
【図表 2－30 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／小学校を休んだこと】



⑧病気やケガで通常の事業が利用できなかった／小学校を休んだ時の対処方法

病気やケガで通常の事業が利用できなかった・小学校を休んだ時の対処方法について、就学前児童、小学生いずれも「母親が休んだ」が最も高く、次いで「父親が休んだ」となっています（図表2－31）。

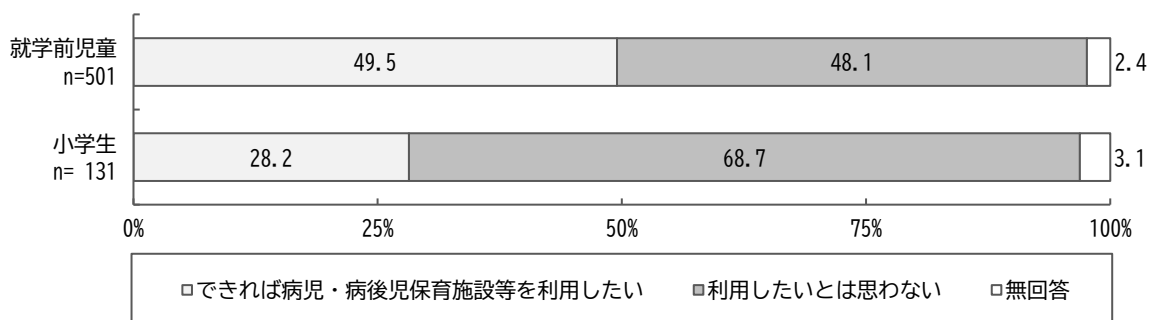
【図表2－31 病気やケガで通常の事業が利用できなかった／小学校を休んだ時の対処方法】



⑨病児・病後児保育施設の利用意向

父親、母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方は、就学前児童では5割程度、小学生では3割程度となっています（図表2－32）。

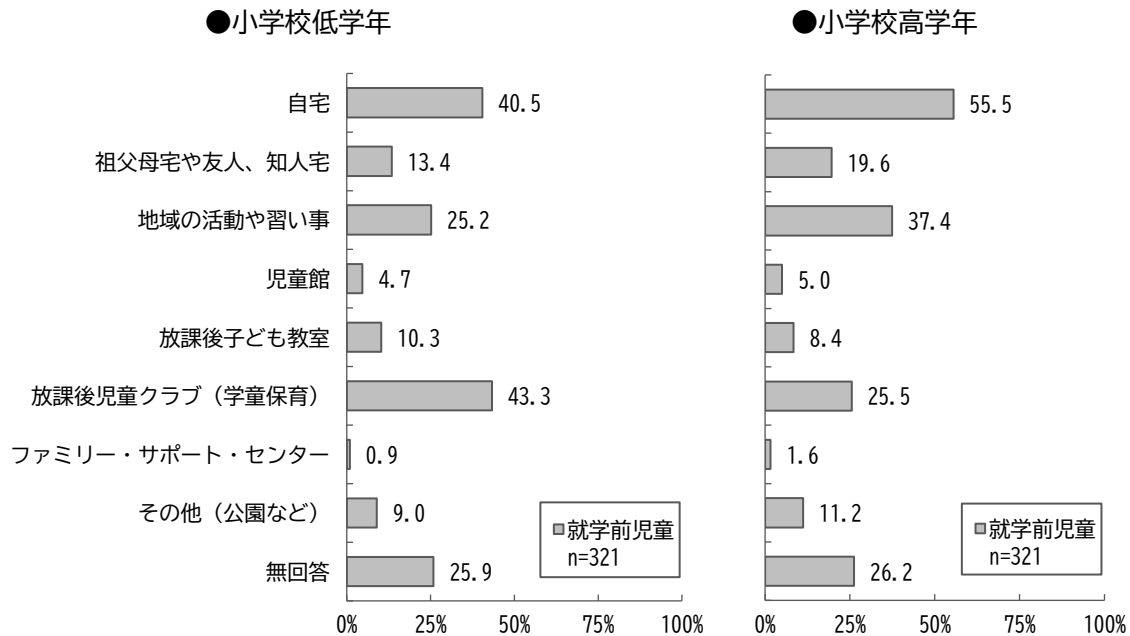
【図表2－32 病児・病後児保育施設の利用意向】



⑩放課後の過ごし方（就学前児童）

就学前児童の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年のうちは「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も高く、次いで「自宅」となっています。高学年になると、「自宅」が最も高く、次いで「地域の活動や習い事」となっています（図表2－33）。

【図表2－33 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）】

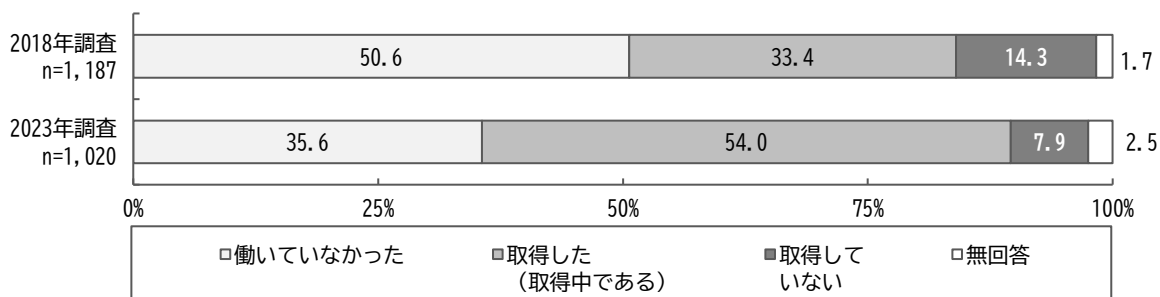


※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

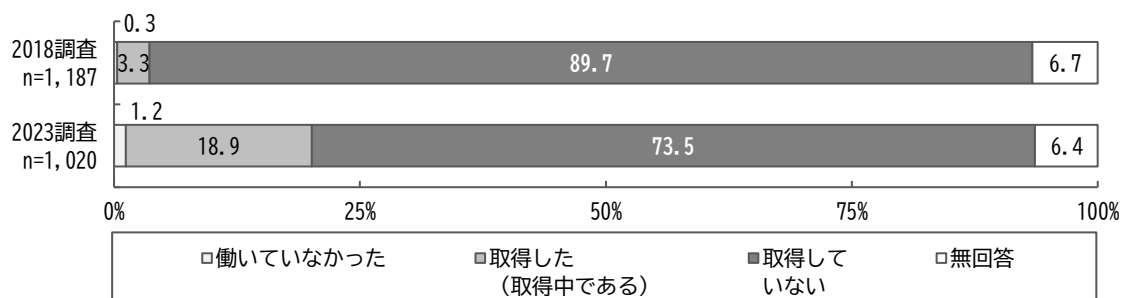
⑪育児休業制度の利用状況（就学前児童）

就学前児童の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親では54.0%、父親では18.9%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は20.6ポイント、父親は15.6ポイント増加しています（図表2－34、35）。

【図表2－34 育児休業制度の利用状況（母親、経年比較）】



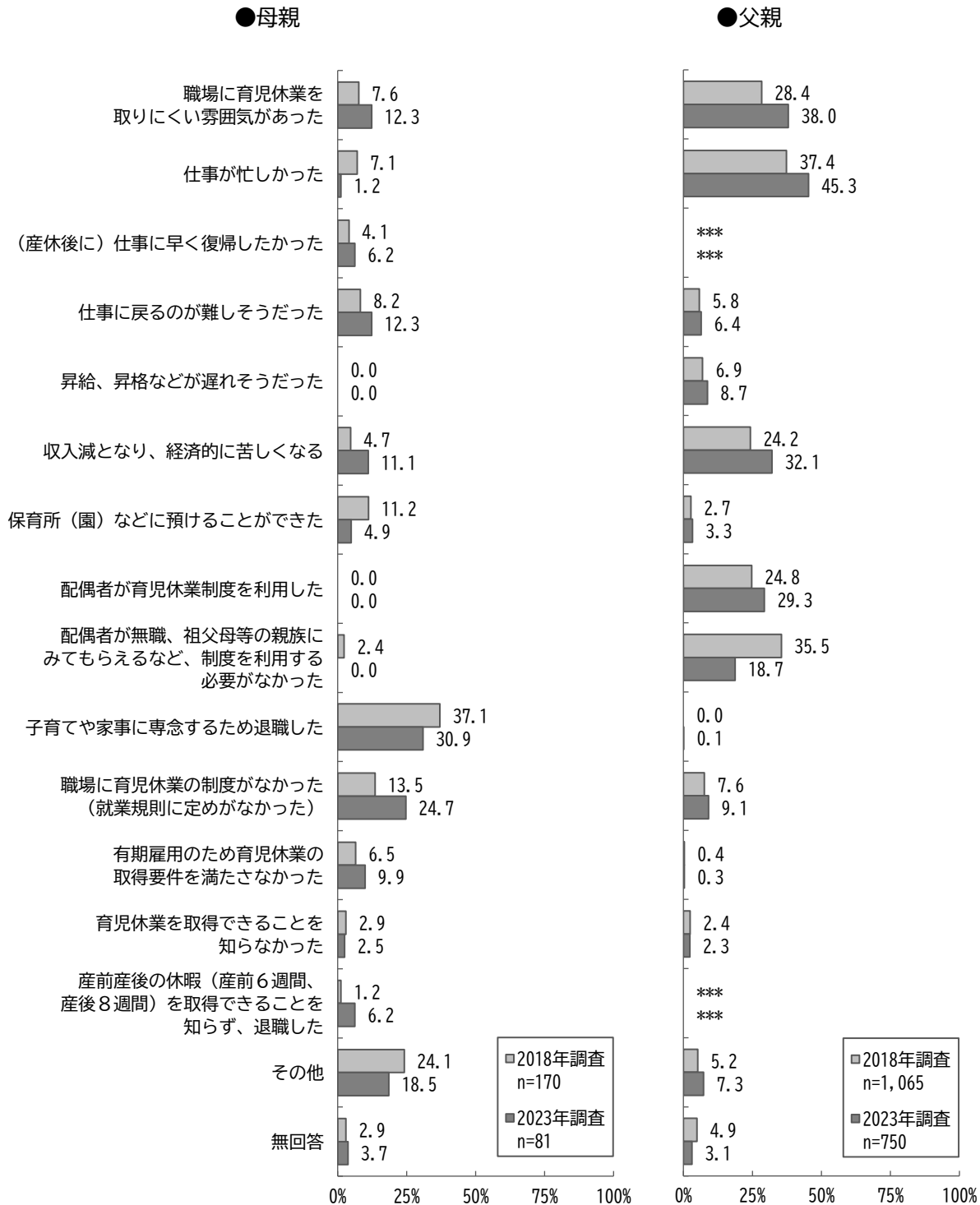
【図表2－35 育児休業制度の利用状況（父親、経年比較）】



⑫育児休業を取得していない理由（就学前児童）

育児休業を取得していない理由をみると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています（図表2-36）。

【図表2-36 育児休業を取得していない理由（経年比較）】

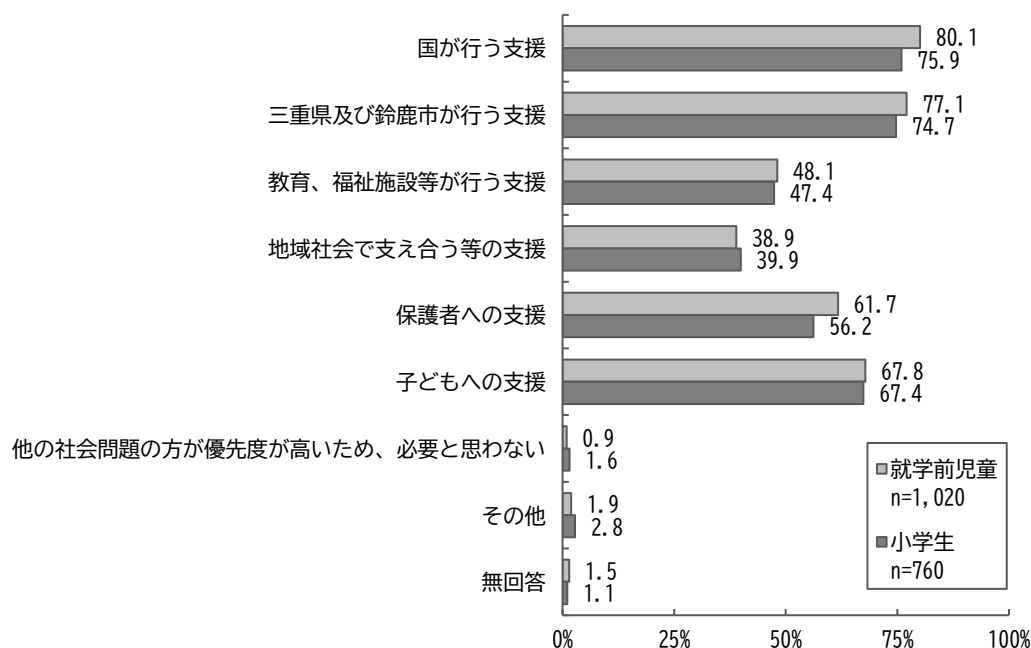


⑬子どもの貧困対策に必要なだと思うこと

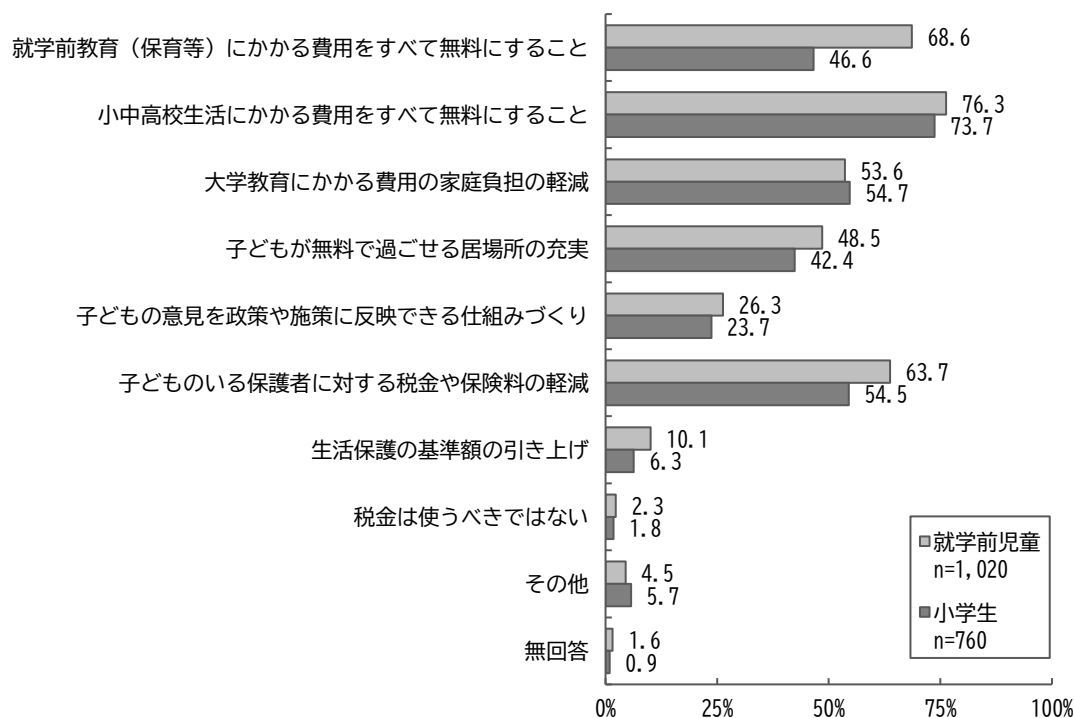
子どもの貧困対策に必要なと思うことについて、就学前児童、小学生ともに「国が行う支援」が最も高くなっています（図表2－37）。

子どもの貧困対策として、税金を使うべきだと思うことについて、就学前児童、小学生ともに「小中高校生活にかかる費用をすべて無料にすること」が最も高くなっています（図表2－38）。

【図表2－37 子どもの貧困対策に必要なと思うこと】



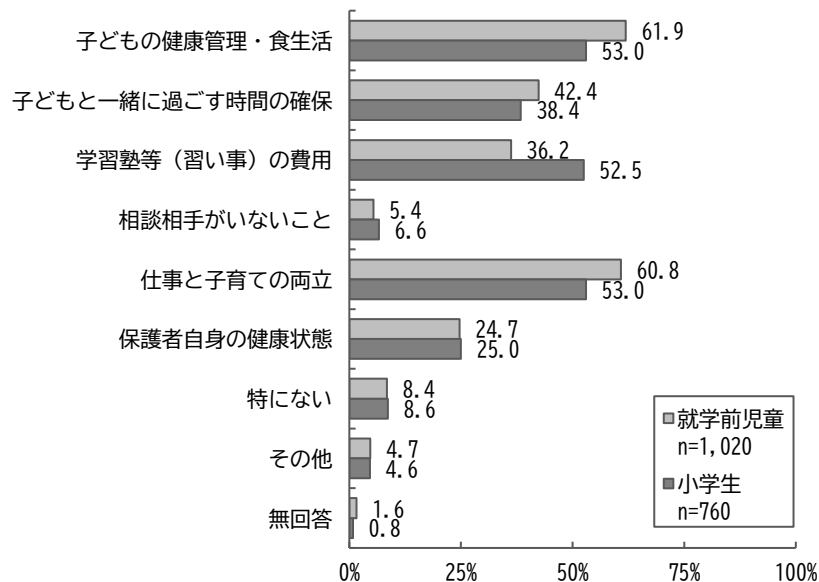
【図表2－38 子どもの貧困対策として、税金を使うべきだと思うこと】



⑭子育ての中で特に大変なこと

子育ての中で特に大変なことについて、就学前児童では「子どもの健康管理・食生活」が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立」となっています。小学生では「子どもの健康管理・食生活」と「仕事と子育ての両立」がともに最も高く、次いで「学習塾等（習い事）の費用」となっています。（図表2－39）。

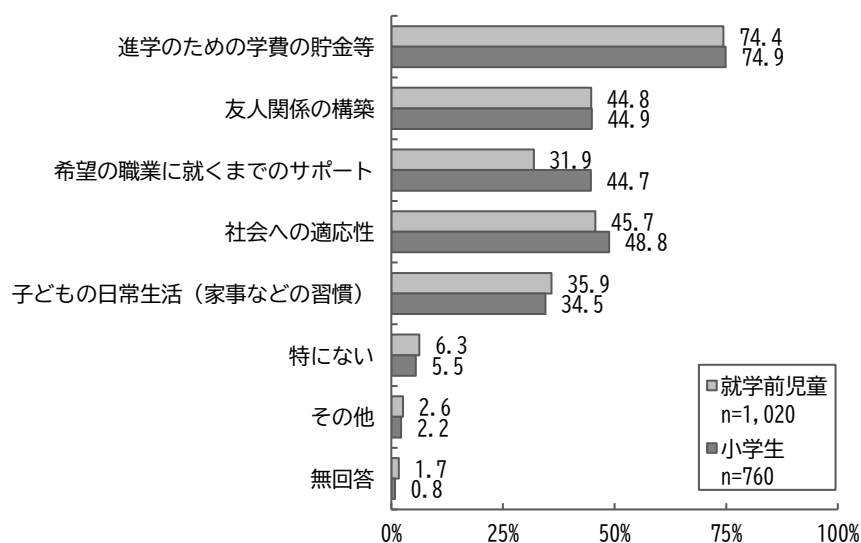
【図表2－39 子育ての中で特に大変なこと】



⑮お子さんの将来で不安なこと

お子さんの将来で不安なことについて、就学前児童、小学生ともに「進学のための学費の貯金等」が最も高く、次いで「社会への適応性」となっています（図表2－40）。

【図表2－40 お子さんの将来で不安なこと】



⑩子どもにとって特に大切だと思うこと

「子どもにとって特に大切だと思うこと」について、就学前児童、小学生いずれもすべての問いで「思う」の割合が最も高くなっており、「仲間とグループを作って遊んだり、スポーツが出来ること」を除き、80%を超えています（図表2－41、42）。

【図表2－41 子どもにとって特に大切だと思うこと（就学前児童）】

就学前児童n=1,020

単位：％

	思わない					思う	無回答
	1	2	3	4	5		
自分の気持ちを自由に言ったり、話したりできること	0.9	0.2	1.8	7.7	86.4	3.0	
ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること	1.0	0.3	0.9	2.5	92.3	3.0	
自分らしく成長できること	0.9	0.2	1.7	7.2	87.0	3.1	
病気やけがをしたら病院へ行けること	0.9	0.4	1.6	5.6	88.4	3.1	
仲間とグループを作って遊んだり、スポーツが出来ること	0.8	1.2	9.4	17.6	67.9	3.0	
仲間外れにされたり、いじめられないこと	1.0	0.7	4.4	9.3	81.5	3.1	
周りの人から痛いこと、怖いことをされないこと	1.0	0.8	2.6	6.3	86.2	3.1	
将来の夢に向かって、やりたいことができること	0.6	0.6	1.9	8.7	85.0	3.2	

【図表2－42 子どもにとって特に大切だと思うこと（小学生）】

小学生n=760

単位：％

	思わない					思う	無回答
	1	2	3	4	5		
自分の気持ちを自由に言ったり、話したりできること	0.5	0.1	2.2	10.1	86.1	0.9	
ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること	0.4	0.0	1.2	2.0	95.5	0.9	
自分らしく成長できること	0.4	0.0	2.8	10.1	85.8	0.9	
病気やけがをしたら病院へ行けること	0.4	0.0	2.1	4.9	91.7	0.9	
仲間とグループを作って遊んだり、スポーツが出来ること	0.9	0.5	11.8	19.7	66.3	0.7	
仲間外れにされたり、いじめられないこと	0.9	0.4	5.4	10.1	82.2	0.9	
周りの人から痛いこと、怖いことをされないこと	0.7	0.1	3.2	7.6	87.5	0.9	
将来の夢に向かって、やりたいことができること	0.4	0.0	3.6	11.7	83.3	11.1	

⑰子育てしやすい環境で必要なもの

「子育てしやすい環境で必要なもの」について、就学前児童、小学生いずれも「子育てサークルなどのグループの自主的な活動がしやすい仕組み」を除き「思う」が最も高くなっています。特に「保育園や幼稚園、学校などの通園・通学先が身近にあること」は就学前児童では84.4%、小学生では79.9%となっています（図表2-43、44）。

【図表2-43 子育てしやすい環境で必要なもの（就学前児童）】

就学前児童n=1,020

単位：％

	思わない ←————→ 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
保育園や幼稚園、学校などの通園・通学先が身近にあること	0.1	0.2	2.2	9.4	84.4	3.7
子育て中の親子が集まったり、遊べたりする場所	1.4	4.3	20.0	22.6	47.8	3.8
子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組み	2.4	4.7	26.3	22.8	39.4	4.4
子育てサークルなどのグループの自主的な活動がしやすい仕組み	4.5	7.4	36.0	18.3	29.4	4.4
子育て中の人への地域の理解	0.9	1.1	11.1	20.5	62.1	4.4
地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場	0.9	2.3	18.6	26.6	47.0	4.7
子育ての悩みや困りごとを身近で相談できること	0.5	1.2	13.8	25.2	55.0	4.3
子育ての情報の入手のしやすさ	0.7	1.1	10.3	20.5	63.2	4.2

【図表2-44 子育てしやすい環境で必要なもの（小学生）】

小学生n=760

単位：％

	思わない ←————→ 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
保育園や幼稚園、学校などの通園・通学先が身近にあること	0.1	0.4	5.3	13.7	79.9	0.7
子育て中の親子が集まったり、遊べたりする場所	1.8	2.5	24.7	25.0	45.3	0.7
子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組み	1.8	3.4	28.8	27.6	37.4	0.9
子育てサークルなどのグループの自主的な活動がしやすい仕組み	3.9	6.2	37.5	23.9	27.6	0.8
子育て中の人への地域の理解	0.4	0.7	13.3	24.7	60.3	0.7
地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場	1.1	2.2	20.9	29.6	45.3	0.9
子育ての悩みや困りごとを身近で相談できること	0.4	1.2	16.3	26.6	54.7	0.8
子育ての情報の入手のしやすさ	0.4	0.9	12.0	23.8	62.0	0.9

⑱子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきこと

子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきことについて、就学前児童では、すべての問いで「思う」が最も高くなっています。小学生では「子どもの社会参画の促進」を除き「思う」が最も高くなっています。また、就学前児童、小学生いずれも「家庭や学校などで権利の侵害を受けている子どものための救済措置の強化」「家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもに対する支援」「声をあげることが出来ない子どもの意見を聞くための取組み」で60%を超えています（図表2－45、46）。

【図表2－45 子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきこと(就学前児童)】

就学前児童n=1,020

単位：％

	思わない ← → 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
地域住民等による見守り支援の充実	1.2	2.4	16.1	26.6	49.6	4.2
保護者や子どものための相談・支援体制の充実	1.0	1.1	15.2	28.2	50.0	4.5
子どもの社会参画の促進	1.3	2.0	28.3	28.3	35.0	5.1
里親制度など養育する大人のいない子どもに対する支援	0.9	2.3	19.4	25.2	47.1	5.2
家庭や学校などで権利の侵害を受けている子どものための救済措置の強化	0.7	0.8	11.9	21.5	60.5	4.7
家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもに対する支援	0.7	0.5	12.7	19.1	62.3	4.7
声をあげることが出来ない子どもの意見を聞くための取組み	0.7	0.3	9.2	19.9	65.2	4.7
同じ立場や悩みを持つ人同士をつなげるための取組み	1.2	1.6	17.9	27.1	47.5	4.7

【図表2－46 子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきこと(小学生)】

小学生n=760

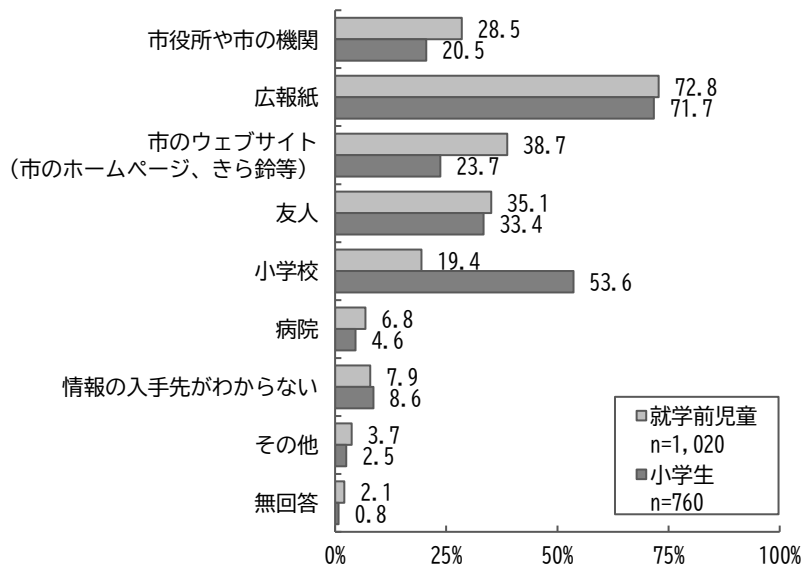
単位：％

	思わない ← → 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
地域住民等による見守り支援の充実	0.9	2.6	20.8	28.6	45.9	1.2
保護者や子どものための相談・支援体制の充実	0.8	2.2	16.8	30.8	48.4	0.9
子どもの社会参画の促進	0.4	3.6	30.5	33.7	30.7	1.2
里親制度など養育する大人のいない子どもに対する支援	0.3	2.1	19.3	28.3	48.4	1.6
家庭や学校などで権利の侵害を受けている子どものための救済措置の強化	0.0	1.3	11.8	21.4	63.9	1.4
家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもに対する支援	0.0	0.9	11.7	18.6	67.5	1.3
声をあげることが出来ない子どもの意見を聞くための取組み	0.0	0.5	9.6	17.6	70.9	1.3
同じ立場や悩みを持つ人同士をつなげるための取組み	0.4	2.2	20.4	25.8	50.0	1.2

⑨市の子育てに関する情報の入手方法

市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童、小学生ともに「広報紙」が最も高く、次いで就学前児童では「市のウェブサイト」、小学生では「小学校」となっています（図表2-47）。

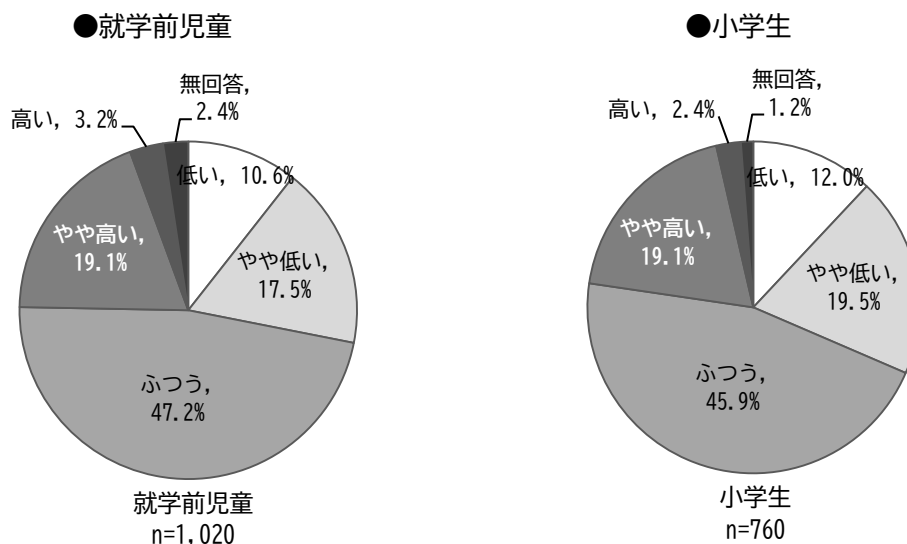
【図表2-47 市の子育てに関する情報の入手方法】



⑩子育ての環境や支援に対する満足度

「子育ての環境や支援に対する満足度」が高いと感じる保護者（「高い」＋「やや高い」）について、就学前児童は22.3%、小学生は21.5%となっています。一方、低いと感じる保護者（「低い」＋「やや低い」）をみると、就学前児童は28.1%、小学生は31.5%となっています（図表2-48）。

【図表2-48 子育ての環境や支援に対する満足度】



4. データからみる本市の課題

○少子化の進行、子どものいる世帯の減少と継続的な転出超過の傾向

本市の子どもの人口（年少人口：0～14歳）は減少が続いています。出生率は三重県よりもわずかに高くなっているものの、出生数は減少が続いており、今後も少子化が進んでいくことが予想されます。

また、少子化に伴い、子どものいる世帯数も減少が続いています。一方で一般世帯数の増加が続いていることから、子どものいる世帯の割合が減少しています。

社会動態を見ると、2019（令和元）年以降転出超過が続いており、自然動態も死亡超過となっているため総人口の減少が続いています。

少子化の進行を食い止めるためには、出生数を増やすだけでなく、子育て世帯の本市への転入を増加させることも必要であると考えられます。

○女性の労働力率の上昇、就労している母親の増加。

本市の女性の労働力率について、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、2010（平成22）年から2020（令和2）年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、働く女性が増えています。

アンケート結果から、就学前児童保護者のうち、現在就労している母親の割合が前回調査（5年前）と比べて増加しています。また、育児休業を取得していない母親にその理由を尋ねたところ、「子育てや家事に専念するため退職した」の回答が最も多くなっています。

今後も引き続き働く女性が増えていくことが予想されることに加え、就労している母親も増加していくことが考えられることから、育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立に向けた取組を一層推進していくことが必要であると考えられます。

○外国籍の子どもの増加

本市の子どもの人口は全体では減少している一方で、外国籍の子どもの人口は2021（令和3）年以降増加傾向にあります。

また、外国籍市民のうち、子育て世代が含まれる生産年齢人口が2022（令和4）年以降増加傾向にあることから、今後も外国籍の子どもの増加が予想されます。

そのため、市内の教育・保育施設や小学校においても外国人の乳幼児や児童が増加することが考えられ、行政における支援の充実や、事業所における配慮の呼びかけを進めていくことが必要であると考えられます。

○教育・保育事業や保育サービスのニーズへの対応

アンケート調査結果より、就学前児童の利用したい定期的な教育・保育事業は「幼稚園」と「保育所（園）」が多く回答されています。また、利用したい保育サービスについては「保育園、認定こども園の延長保育」が半数以上となっています。また、子育ての中で特に大変なことについては、「仕事と子育ての両立」が2番目に多く回答されています。

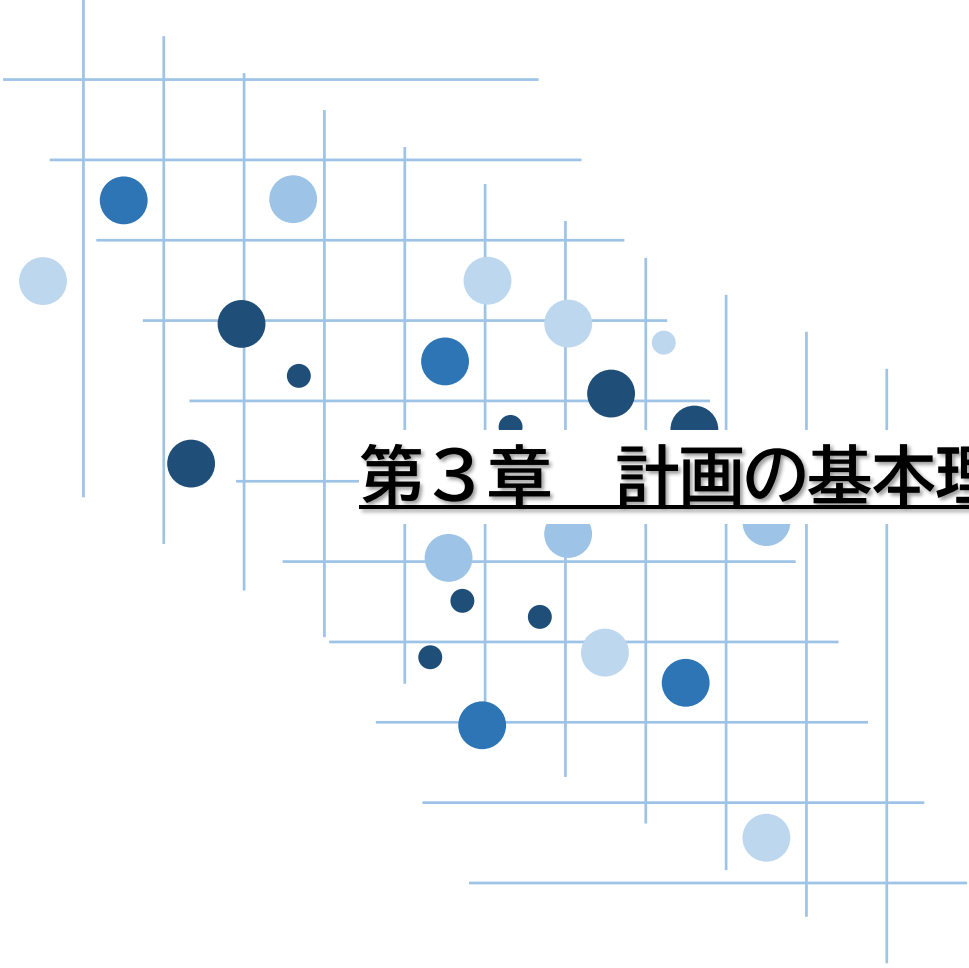
子どもの人口は減っている一方で、教育・保育事業の利用ニーズは高まっていることが考えられるほか、働く女性が増えていることから両親が共働きである家庭も増えていることが考えられるため、幼稚園や保育所等の受け入れ体制を整備するだけではなく、延長保育や一時預かりといった保育サービスの一層の充実を図り、保護者のニーズに応えられるように取り組んでいくことが必要であると考えられます。

○情報提供

アンケート調査結果より、市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童、小学生ともに「広報紙」が最も高くなっており、子育てに関する情報について広報紙が主要な情報源として認識されていることが分かります。

また、就学前児童については「市のウェブサイト」が2番目に高くなっており、インターネットを通じた情報入手も多くされていることが伺えます。

市では様々な子育て支援施策を展開しており、引き続き広報紙を活用しつつ、インターネットやSNSなど様々な方法で情報の発信を図ることが必要であると考えられます。

A decorative graphic on the left side of the page. It features a grid of thin blue lines that is not perfectly rectangular, with some lines extending further than others. Scattered across this grid are numerous circles of varying sizes and shades of blue, ranging from very light to dark navy blue. The circles are of different diameters, some being quite large and others very small.

第3章 計画の基本理念等

第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

◆子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

本法において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、特に子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされている。

◆基本指針⁴

- 子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある
- 当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもが健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である
- 全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない
- 全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である

◆鈴鹿市総合計画 2031

ビジョン1 子どもが輝き 人と文化を育むまち
まちづくりの方向性（子ども・子育て支援）

- 子どもや子育て世代の視点に立つ
- 妊娠前から大人になるまでの成育過程における「途切れない支援」の推進
- 行政をはじめ、地域、NPO、事業者などが一体となった支援体制の構築
- 本市の未来を担う全ての子どもの権利が保障され、健やかに成長できるまちづくり



◆基本理念

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

4 基本方針：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

2. 基本目標

本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画 2031」が掲げるまちづくりの方向性と、基本指針の示す目指すべき社会の方向性は合致しており、前計画と同様、鈴鹿市総合計画 2031 における基本施策を実施するための推進プランとして本計画が位置づけられることから、「鈴鹿市総合計画 2031 ビジョン1 子どもが輝き 人と文化を育むまち みんなの目標 1-1 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境が整っている。」における3つの基本施策を本計画の基本目標とし、関連事業に取り組みます。

基本目標1 子どもや子育てにやさしい地域社会づくりの推進

家族形態が多様化し、地域のつながりが希薄化する中で、子育て世帯が社会から孤立してしまうことが懸念されます。また、子ども同士の育ち合い・学び合いの機会が減少し、子どもが地域コミュニティの中で育つことが困難になってきています。

保護者が安心して子育てを行い、子どもたちが夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、地域社会全体で子どもや子育てを支える仕組みが必要です。

このような現状を踏まえ、子どもが地域社会の一員として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、地域みんなで子どもや子育てにやさしい社会づくりを進めます。

基本目標2 安心して子どもを預けられる幼児教育・保育環境の整備

少子化の進行により子どもの人口が減少する一方、家族構成や就業形態の変化に伴い、低年齢児を中心に保育ニーズが多様化しています。

このような中、子どもが安全・安心で健やかに過ごすことができる幼児教育・保育環境を整備する必要があります。

このような現状を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援するとともに、子どもの健やかな成長を育めるよう、保護者が安心して子どもを預けることのできる、多様で質の高い幼児教育・保育環境の整備を進めます。

基本目標3 子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた支援の推進

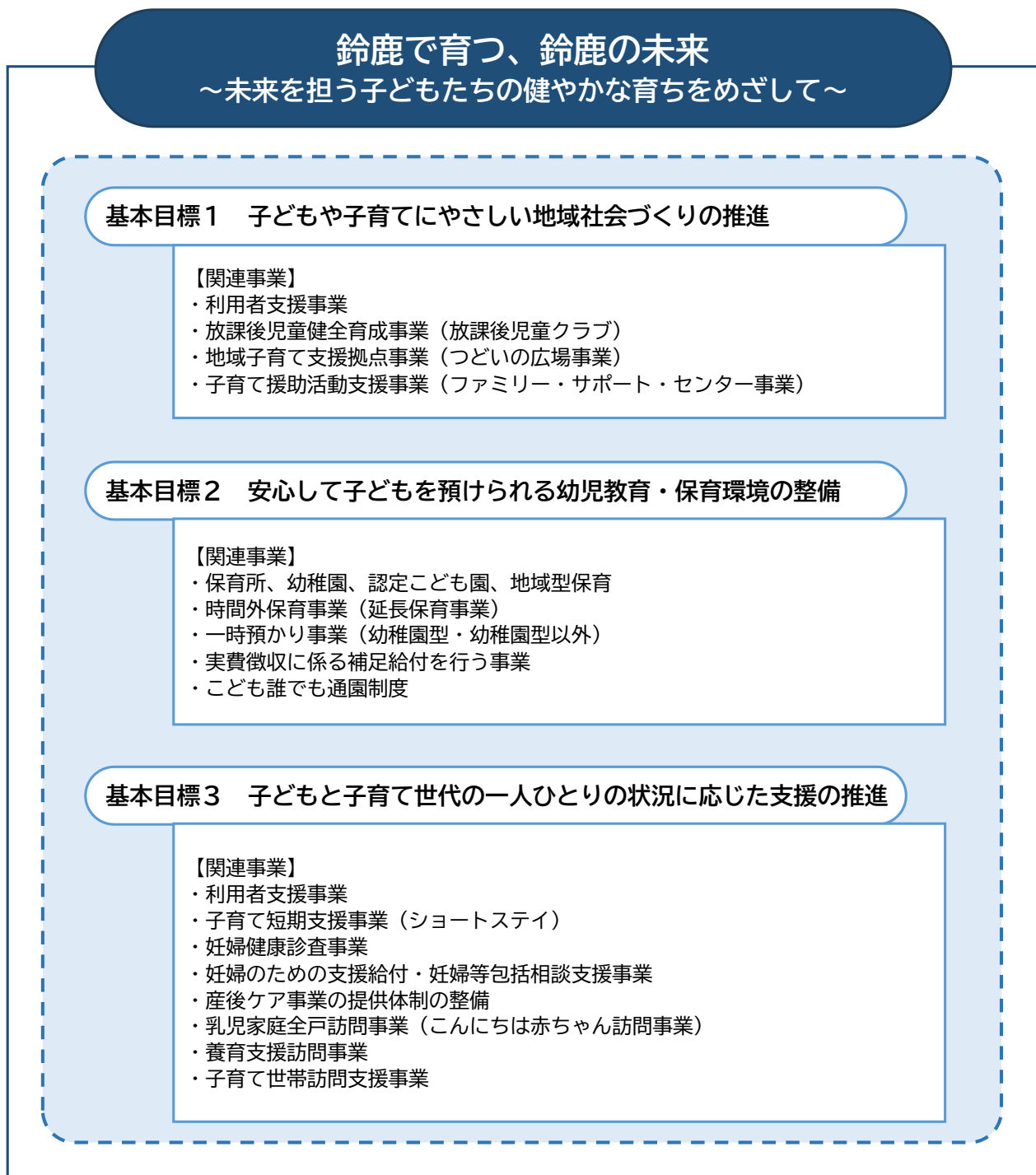
核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、妊婦や子育て家庭が地域から孤立し、悩みや不安を抱える子どもや保護者が増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このため、妊娠期から低年齢期の子どもや保護者に対する相談支援や、疾患をもつ子どもや発達の気になる子どもに対する途切れのない支援が必要であり、子どもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った支援を行います。

3. 施策体系

【図表3-1：施策体系】





第4章 子ども・子育て支援事業の展開

第4章 子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

(1) 教育・保育事業の提供区域

保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、住所を問わず、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合がありますので、市内全域を1区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、市内全域を1つとして必要量を求めています。

また、拠点を中心とした事業もありますが、教育・保育事業の提供区域と同じく保護者の就労等の都合も鑑み、市内全域を1区域とします。

2. 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、2023（令和5）年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（1）教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表4－1）。

【図表4－1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満の子どもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する事業は以下のとおりです（図表4－2）。

【図表4－2 地域子ども・子育て支援事業】

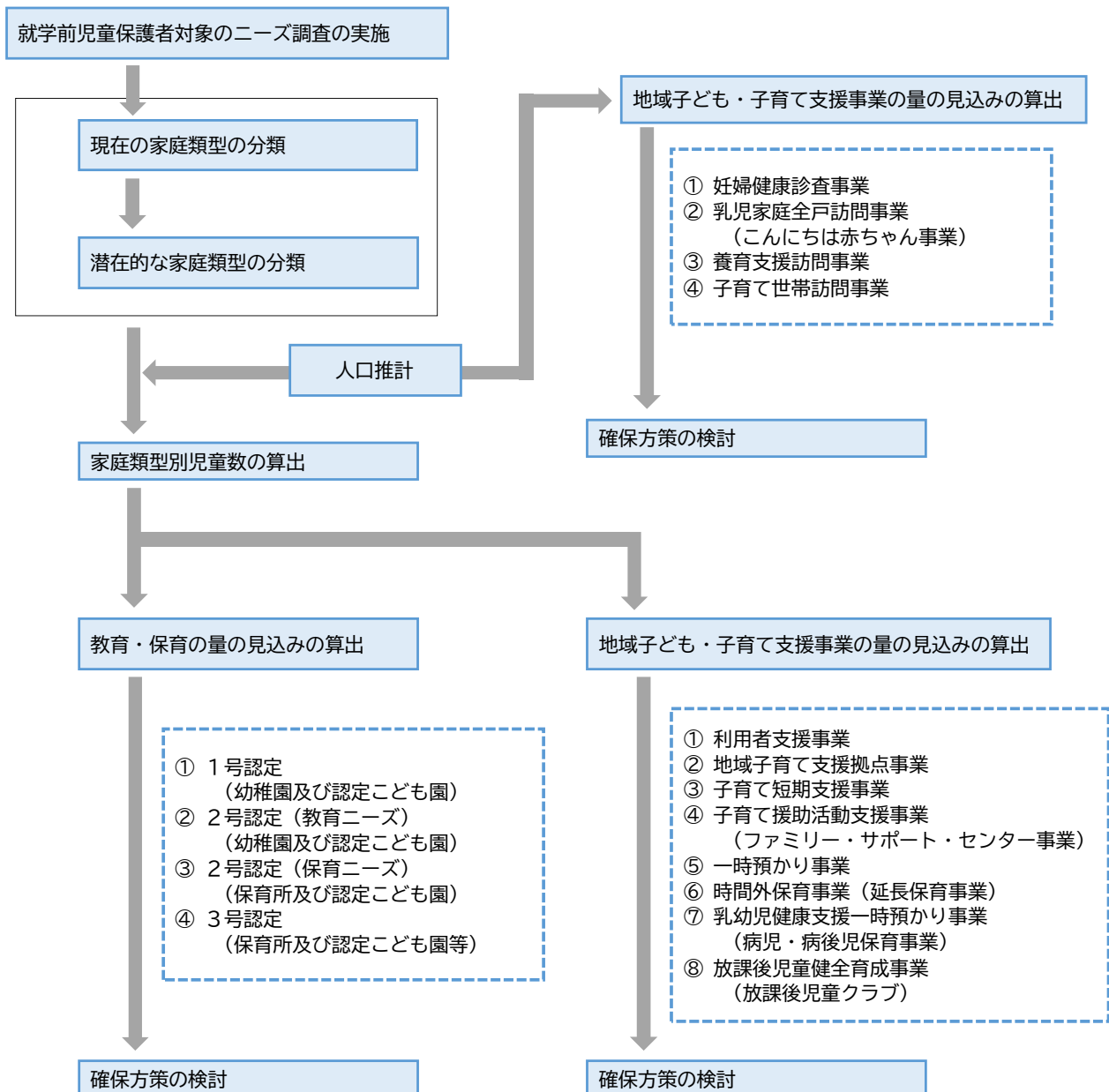
事業名		主な対象家庭	対象年齢・対象児童
(1)	利用者支援事業	全ての家庭	0～5歳 小学1～6年生
(2)	地域子育て支援拠点事業	主におおむね3歳未満の児童がいるすべての家庭	
(3)	妊婦健康診査事業	妊娠中の女性	
(4)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
(5)	養育訪問事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭	
(6)	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える 子育て家庭、妊産婦等がいる家庭	
(7)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等	
(8)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に 不安を抱えている児童を養育する家庭	
(9)	子育て短期支援事業	全ての家庭	0～5歳 小学1～6年生
(10)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全ての家庭	0～5歳 小学1～6年生
(11)	一時預かり事業	幼稚園型	3～5歳 (主に在園している児童)
		幼稚園型以外	0～5歳
(12)	時間外保育事業 (延長保育事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
(13)	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児・病後児保育事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	通園・通学している 小学生以下の児童
(14)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	ひとり親家庭 共働き家庭	小学1～6年生
(15)	実費徴収に係る補足給付を行う 事業	市が定める基準に基づき 支援が必要と判断される家庭	

(3) 量の見込み算出フロー

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市のこれまでの実績や特性を踏まえ、補正を行いました（図表4－3）。

なお、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問事業は、事業対象者の推計人口や実績値等を基に算出しています。

【図表4－3 量の見込み算出フロー】



3. 認定区分と家庭類型

(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます（図表4-4）。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表4-5）。

【図表4-4 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表4-5 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性 あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

（２）子育てのための施設等利用給付

2019（令和元）年10月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります（図表４－６）。

【図表４－６ 子育てのための施設等利用給付について】

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園 ■地域型保育給付 ○小規模保育 （認可定員：6人以上・19人以下） ○家庭的保育 （認可定員：5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育	■施設等利用費 ○認定こども園 ○幼稚園 （子ども・子育て新制度未移行の園） ○特別支援学校幼稚園部 ○認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです（図表4－7）。

教育・保育の量の見込みのうち、確認を受けない幼稚園などの施設の利用者に給付されます。

【図表4－7 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定の子ども及び新3号認定の子ども以外のもの</u>
新2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>
新3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校幼稚園部
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

(3) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します（図表4－8、4－9）。

【図表4－8 現在の家庭類型】

母親 父親		ひとり親	フルタイム 就労 (育児休業等 含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労 していない 就労した ことがない	
				120 時間 以上	120 時間未満 60 時間以上	60 時間 未満		
ひとり親		タイプA						タイプD
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプB	タイプC	タイプC'			
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'			
	120 時間未満 60 時間以上		タイプC'					
	60 時間未満							
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD					タイプF

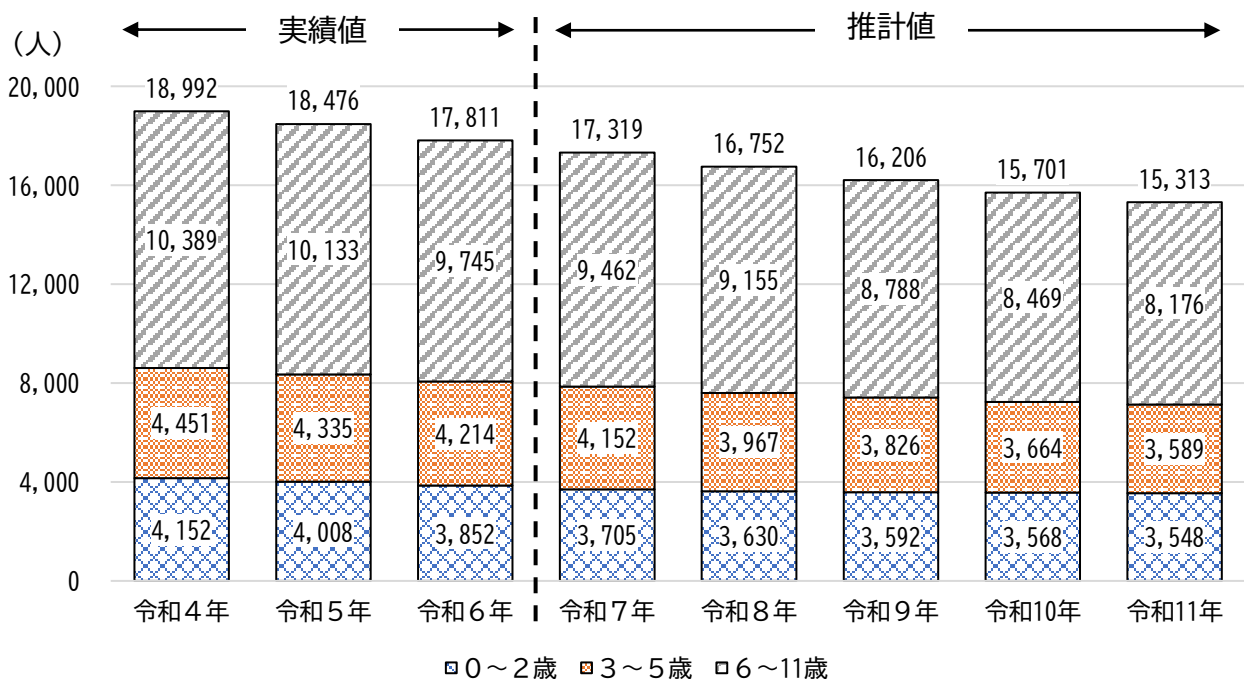
区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上＋60 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 60 時間未満＋60 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月 120 時間以上＋60 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月 60 時間未満＋60 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。	

4. 子どもの推計人口

本市の子どもの推計人口について、2025（令和7）年以降も減少を続けると予想され、計画最終年である2029（令和11）年では15,313人になると見込まれます（図表4－9）。

【図表4－9 子ども推計人口】

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	18,992	18,476	17,811	17,319	16,752	16,206	15,701	15,313
0歳	1,368	1,276	1,187	1,209	1,201	1,191	1,185	1,181
1歳	1,350	1,372	1,312	1,230	1,210	1,202	1,192	1,186
2歳	1,434	1,360	1,353	1,266	1,219	1,199	1,191	1,181
3歳	1,432	1,449	1,348	1,359	1,264	1,217	1,197	1,189
4歳	1,471	1,419	1,439	1,355	1,356	1,261	1,214	1,194
5歳	1,548	1,467	1,427	1,438	1,347	1,348	1,253	1,206
0～5歳	8,603	8,343	8,066	7,857	7,597	7,418	7,232	7,137
6歳	1,659	1,538	1,449	1,403	1,430	1,339	1,340	1,245
7歳	1,700	1,656	1,523	1,456	1,400	1,427	1,336	1,337
8歳	1,732	1,698	1,666	1,530	1,451	1,395	1,422	1,331
9歳	1,676	1,726	1,680	1,648	1,527	1,448	1,392	1,419
10歳	1,819	1,689	1,725	1,697	1,650	1,529	1,450	1,394
11歳	1,803	1,826	1,702	1,728	1,697	1,650	1,529	1,450
6～11歳	10,389	10,133	9,745	9,462	9,155	8,788	8,469	8,176



実績値：住民基本台帳（各年3月31日現在）

推計値：コーホート変化率法による推計

5. 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育ニーズ：1号認定、2号認定

①現状・課題

【現状】

・・・。

【前回計画の検証及び課題】

②確保方策

・・・。

(2) 保育ニーズ：2号認定

・・・

(3) 保育ニーズ：3号認定

・・・

6. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

．．．

(2) 地域子育て支援拠点事業

．．．

(3) 妊婦健康診査事業

．．．

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

．．．

(5) 養育訪問支援事業

．．．

(6) 子育て世帯訪問支援事業

．．．

(7) 児童育成支援拠点事業

【今後の方針】

児童育成支援拠点事業については、本計画期間中の実施は予定していません。

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

(8) 親子関係形成支援事業

【今後の方針】

親子関係形成支援事業については、本計画期間中の実施は予定していません。

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズ注視しながら、事業の実施について検討していきます。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

．．．

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

．．．

(11) 一時預かり事業

．．．

(12) 時間外保育事業（延長保育事業）

．．．

(13) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）

．．．

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

．．．

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

．．．

7. その他関連事業について

(1) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

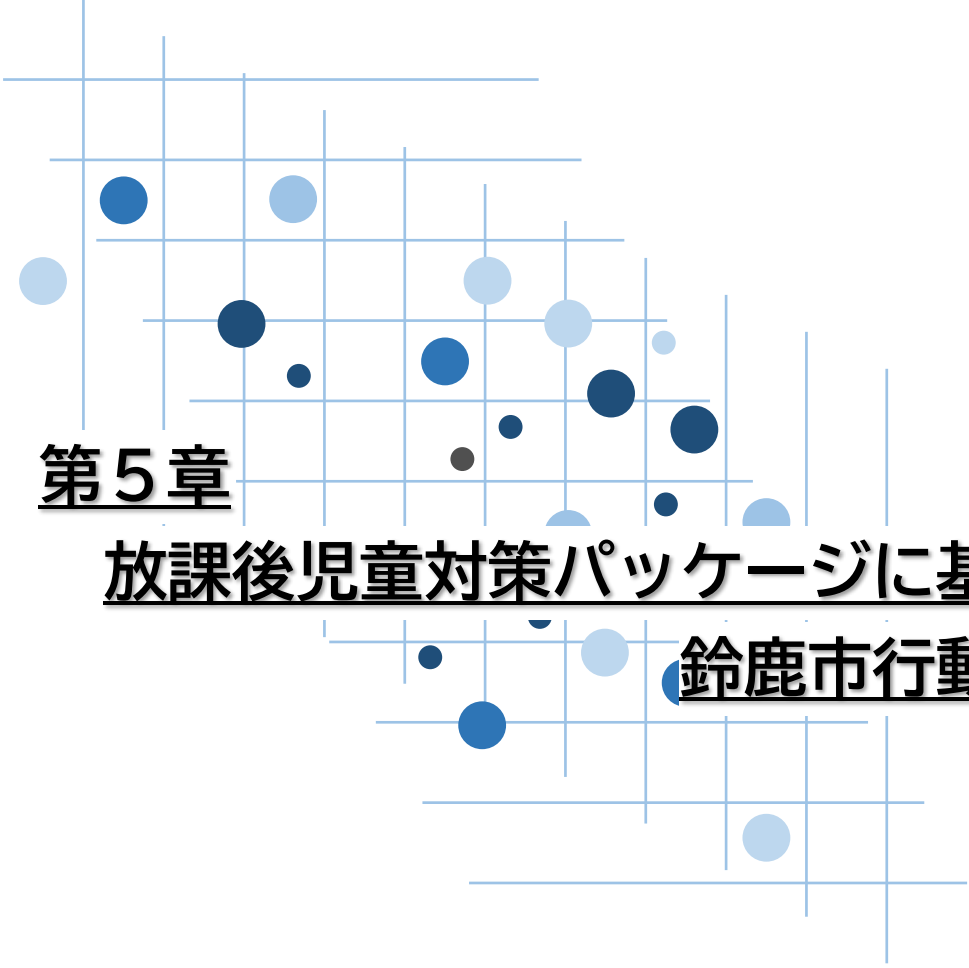
．．．

(2) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

．．．

(3) 産後ケア事業の提供体制の整備

．．．



第5章

放課後児童対策パッケージに基づく

鈴鹿市行動計画

第5章 放課後児童対策パッケージに基づく鈴鹿市行動計画



第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画

第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画

A decorative graphic on the left side of the page. It features a grid of thin blue lines that is not perfectly rectangular, with some lines extending further than others. Scattered across this grid are numerous circles of varying sizes and shades of blue, ranging from very light to dark navy blue. The circles are of different diameters, some being quite large and others very small.

第7章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画を推進する上では、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要とされています。

そのため、行政だけではなく、家庭をはじめ、地域社会、教育・保育施設、学校、企業等、様々な活動主体と連携・協働することで、計画の着実な実施や推進を図ります。

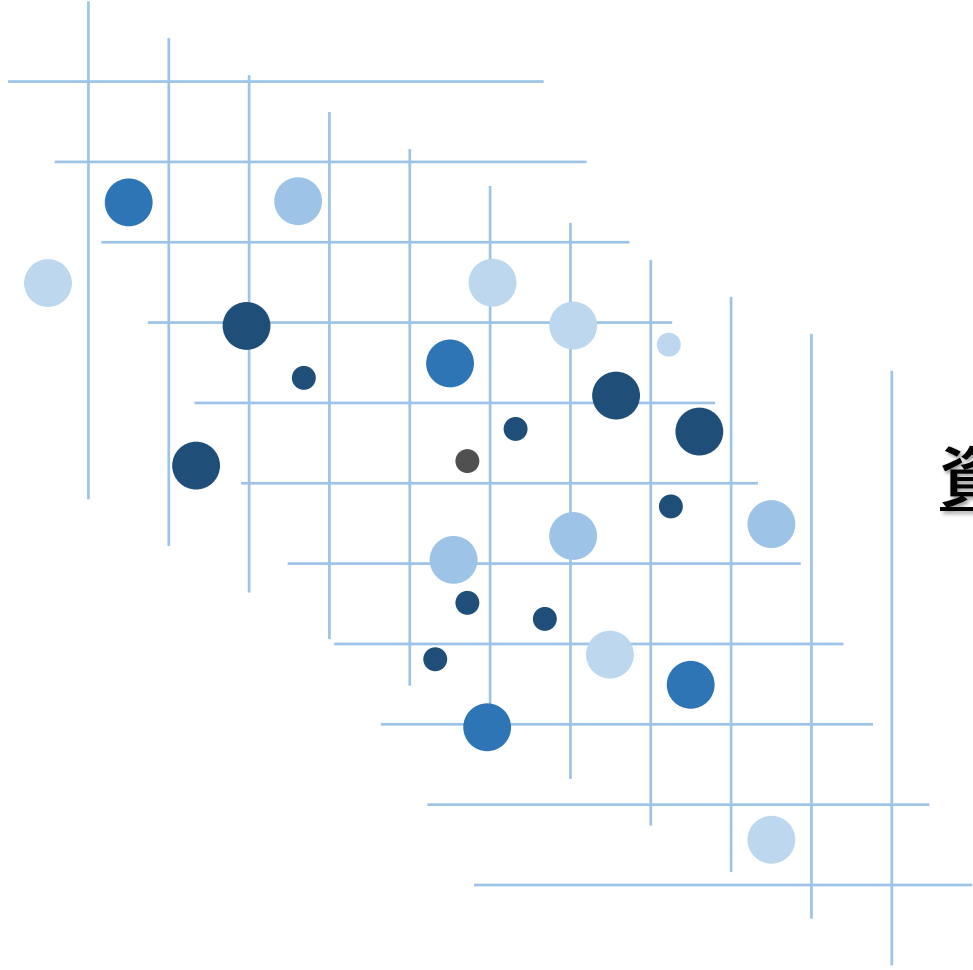
2. 計画の評価と進行管理

前計画においては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する場として位置付けられている子ども・子育て会議において、毎年度、事業の実施状況について点検・評価を行い、国が示す中間年において見直しを行うなど、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行管理や事業の評価、検証などに取り組んできました。

本計画においても、引き続き子ども・子育て会議において、毎年度事業の実施状況の点検・評価を行うとともに、子ども・子育て会議での審議の後には市ウェブサイト等で公表を行い、市民への周知を図ります。また、計画期間中、量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、適切な事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【図表7-1 PDCAサイクル】





資料編

資料編

1. 策定経過

区分		実施内容
第39回	日時	令和6年5月27日（月）
	場所	鈴鹿市役所 本館5階 502・503 会議室
	議題	【議事】 1 令和5年度鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況について（点検・評価） 2 第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定について 【報告事項】 1 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書について
第40回	日時	令和6年7月22日（月）
	場所	
	議題	1
第41回	日時	令和6年●月●日（●）
	場所	
	議題	1
令和6年12月●日～令和●年●月●日：パブリックコメント実施		
第42回	日時	令和7年●月●日（●）
	場所	
	議題	1

2. 鈴鹿市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	構成区分	氏 名	団体における役職名簿
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画

(発行日) 令和7年3月

(発行) 鈴鹿市

(編集) 子ども政策部子ども政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-7661 FAX 059-382-9054

E-mail kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp

URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>